

第3次八雲町障害者計画

《平成27年度～32年度》



平成27年3月
八雲町

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1-1 計画策定の趣旨等.....	1
(1) 八雲町における策定経過.....	1
(2) 国の動き.....	2
(3) 北海道の動き.....	4
(4) 計画策定の趣旨.....	4
1-2 計画の性格と計画の期間.....	5
(1) 計画の位置づけ.....	5
(2) 計画の性格・・・(根拠法や障害福祉計画との関係).....	5
(3) 関連する計画等.....	6
(4) 計画の期間.....	7
(5) 計画の対象者.....	7
1-3 計画の策定体制.....	7
第2章 障がいのある人の状況.....	8
2-1 障がい者等数の推移.....	8
(1) 障がい者全体数.....	8
(2) 身体障がい者.....	9
(3) 知的障がい者.....	11
(4) 精神障がい者.....	11
(5) 難病患者.....	12
(6) 児童・生徒.....	13
2-2 手当て等の受給者数.....	14
2-3 障がい者を取り巻く環境.....	15
(1) 公共施設等のバリアフリー化の状況.....	15
(2) サービス提供事業者.....	16
(3) 障がい者団体.....	16
(4) ボランティア団体の活動状況.....	17
2-4 重点的に取り組んできた事業.....	18
(1) 指定特定相談支援事業所の開設.....	18
(2) 子ども発達支援センターの開設.....	18
(3) グループホームの開設.....	18
(4) 就労継続支援B型事業所の開設.....	18
2-5 今後の取組に向けた課題.....	19

(1) アンケート結果からの課題.....	19
(2) 障がい者懇談会（ヒアリング）の概要と課題.....	28
2-6 今後の施策推進に向けた視点.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
3-1 基本理念.....	31
3-2 基本目標（施策展開の基本方向）.....	32
(1) 地域における生活支援.....	32
(2) 自立と社会参加の促進.....	32
(3) 共に支え合うまちづくりへの支援.....	32
3-3 施策の体系.....	33
第4章 施策の展開.....	34
4-1 地域における生活支援.....	34
(1) 相談支援体制の整備.....	34
(2) 生活支援の充実.....	36
(3) 保健・医療の充実.....	38
4-2 自立と社会参加の促進.....	40
(1) 教育・療育の充実（学ぶ）.....	40
(2) 雇用・就労の推進（働く）.....	43
(3) 社会参加の促進（楽しむ）.....	44
4-3 共に支え合うまちづくりへの支援.....	46
(1) 権利擁護の推進.....	46
(2) 共に支えあうまちづくり.....	48
第5章 計画の推進に当たって.....	50
5-1 計画の推進体制.....	50
(1) 関連事業との一体的推進.....	50
(2) サービス供給体制の整備.....	50
(3) ネットワークシステムの整備.....	50
(4) 町民参加の促進.....	50
参考資料.....	51
資料-1 第3次八雲町障害者計画策定経過.....	52
資料-2 八雲町地域自立支援協議会委員名簿.....	52
資料-3 八雲町地域自立支援協議会設置要綱.....	53
資料-4 第2次八雲町障害者計画実施状況等総括表.....	55
資料-5 用語解説.....	60

第1章 計画の策定に当たって

1-1 計画策定の趣旨等

(1) 八雲町における策定経過

◆ 平成19年3月 「八雲町障害者計画改訂版」(平成17~21年度)

八雲町は、旧熊石町と合併する前の旧八雲町で平成17年8月に策定した障害者計画を、新町の計画として平成19年3月に一部改訂し、「八雲町障害者計画改訂版」(平成17~21年度。以下、「第1次計画」とします。)としてスタートさせました。

第1次計画では、「差別や偏見がなく、だれもが平等にともに生きるまち」と「安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち」「社会の一員として自立し成長できるまち」を基本理念に、障がいのある人への保健福祉等の施策、事業を実施してきました。

◆ 平成22年3月 「第2次八雲町障害者計画」(平成22~26年度)

第2次計画では、第1次計画で定めた基本理念を踏襲するとともに、「完全参加と平等」を目指してみんな一緒に、共に生きる“共生のまちづくり”を一層、推進してきました。

◆ 障害福祉計画

第1次計画の期間中、国は、平成18年度に、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう支援することを目的とした「障害者自立支援法」を施行しました。法律では、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がいごとに別々の法制度に基づいて実施されていた福祉サービスを一元化し、その提供主体を市町村としました。この法律に基づいて町でも平成18年度に「第1期八雲町障害福祉計画」を、平成20年度に「第2期八雲町障害福祉計画」を、平成23年度に「第3期八雲町障害福祉計画」をそれぞれ作成し、障害福祉サービスの提供に努めてきました。



(2) 国の動き

国においては、平成18年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」の批准を見据えて、平成21年からの当面5年間で制度改革の集中期間とし、障がい者施策全般にわたる制度改革に向けた協議が精力的に進められました。

1) 障害者基本法の改正

平成21年に設置された「障がい者制度改革推進本部」の下で「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」という。）が開催され、制度改革に向けた検討が行われました。推進会議は平成22年6月に第一次意見「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向」を、同年12月には障害者基本法の改正内容に関する「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめました。

第二次意見を踏まえ、平成23年8月に「改正障害者基本法」が公布されました。

【改正障害者基本法の主なポイント】

目的規定の見直し	障がいの有無に関わらず、人格と個性を尊重する「共生社会」の実現を目的に規定
障がい者の定義の見直し	「制度や慣行など社会的障壁により日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義を追加
地域社会における共生について	共生社会を実現するために、社会活動への参加機会の確保、住まいなどの選択機会の確保、意思疎通のための手段についての選択機会の確保等を明記
障がい者差別の禁止	社会的障壁の除去には、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないとした

2) 障害者総合支援法

障がい者制度改革本部等における検討を踏まえて審議されてきた「障害者総合支援法」が障害者自立支援法に代わるものとして、平成24年6月27日に公布されました。

3) その他関係法令の成立

① 障害者虐待防止法

平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました（施行は平成24年10月1日）。

この法律は、名称のとおり、障がい者に対する虐待を禁じ、万一虐待があった場合には市町村へ通報することを求める内容になっています。家庭や福祉施設、職場での虐待の予防と早期発見により、障がい者の人権を守るのがねらいです。

② 障害者優先調達推進法

平成24年6月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が成立し、25年4月から施行されています。

この法律は、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の自立の促

進に資するため、国や地方公共団体などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に購入することを進めるために、必要な措置を講じるものです。

③ 「障害者雇用促進法」改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました（施行は平成28年4月1日。ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては平成30年4月1日）。

この法律は、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容としています。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障がい者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障がい者・知的障がい者を雇用したものとみなされます）。

民間企業	2.0%
国、地方公共団体、特殊法人等	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%

④ 障害者差別解消法

平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定されました（施行は一部の附則を除き平成28年4月1日）。

この法律は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

4) 障害者基本計画（第三次）の策定

平成25年9月、平成25年度から平成29年度までのおおむね5年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた障害者基本計画が策定されました。

5) 障害者の権利に関する条約の批准

平成26年1月、我が国は、「障害者の権利に関する条約」（以下「本条約」という。）の批准書を国際連合事務総長に寄託しました。これにより、本条約は、平成26年2月19日に我が国について効力を生ずることとなりました。

本条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。

本条約の締結により、我が国において、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されることとなります。

(3) 北海道の動き

北海道では、「ノーマライゼーション社会の実現」を目標に、平成15年度から平成24年度までの10年間の計画期間とする『北海道障害者基本計画』に基づき、総合的な施策の推進に取り組んできました。

平成25年に策定した『第2期北海道障がい者基本計画』では、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画期間として、障がいの有無にかかわらず「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指し、障がい者が必要とするサービスを利用しながら「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標として、北海道における障がい者施策の一層の促進を図ることとしています。

(4) 計画策定の趣旨

「第2次八雲町障害者計画」及び「第3期八雲町障害福祉計画」が平成26年度で計画期間が終了します。

国における動向、社会情勢・ニーズの変化等を踏まえ、すべての人々の人権が尊重され、障がいのある人も障がいのない人もだれもが安心して暮らせるまちづくりを目指す上での施策の基本方向を明らかにするものとして、障害者基本法に基づく新しい「第3次八雲町障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「第4期八雲町障害福祉計画」を策定します。

1-2 計画の性格と計画の期間

(1) 計画の位置づけ

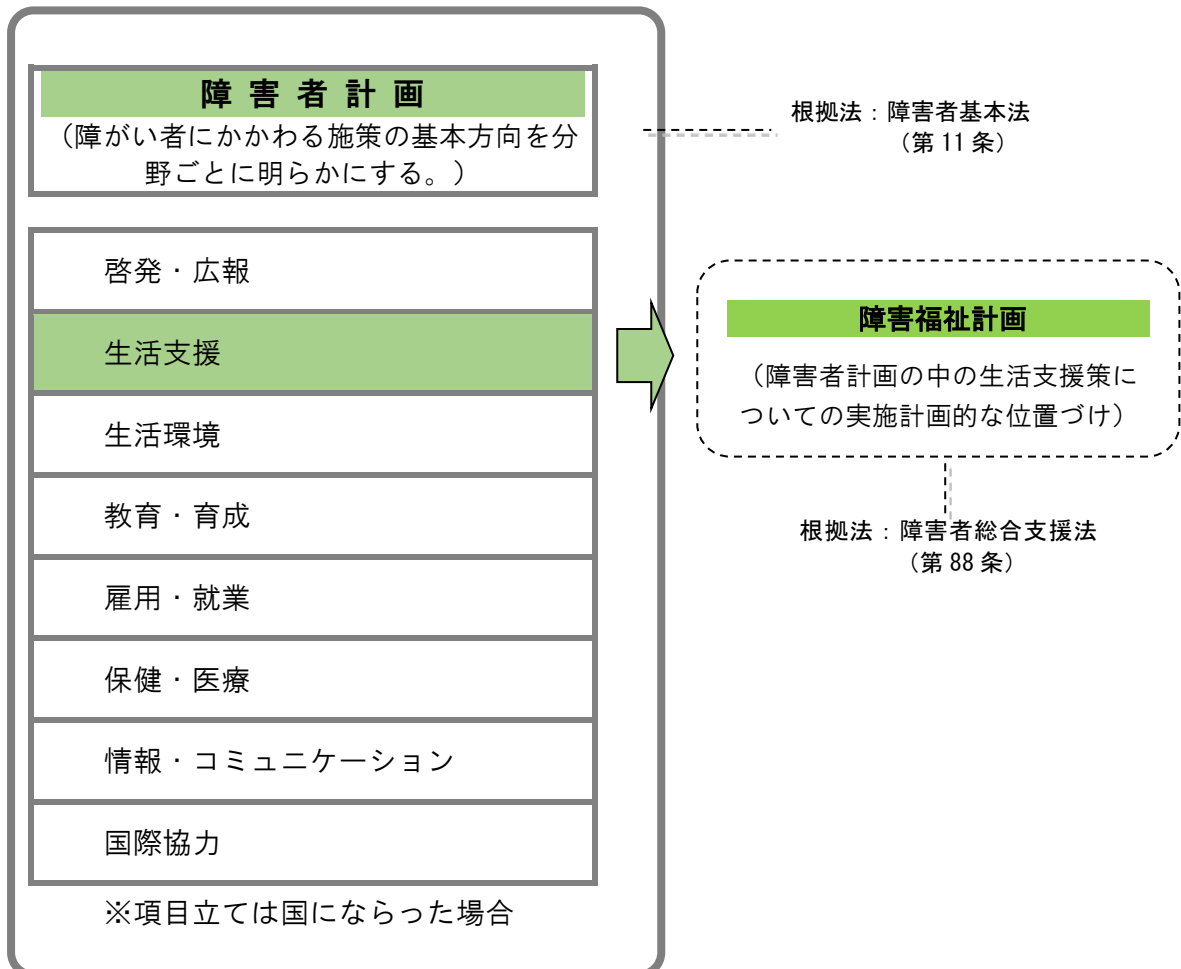
本計画は、国の「第3次障害者基本計画」、北海道の「第2期北海道障がい者基本計画」等の内容を十分に踏まえながら、「新八雲町総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、保健福祉分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定します。

(2) 計画の性格・・(根拠法や障害福祉計画との関係)

「第3次八雲町障害者計画」は、改正障害者基本法第11条第2項に基づく「市町村障害者計画」として、八雲町における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

「第4期八雲町障害福祉計画」は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、本町における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、及び障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「第3次八雲町障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

■ 「障害者計画」と「障害福祉計画」の関係



(3) 関連する計画等

■関連する法令や町の計画等

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
●障害者基本法の改正（H16年）							●障害者基本法の改正（H23年）										
■障害者基本計画（H15年～24年）									■障害者基本計画（第三次） （H25年～29年）								
■重点施策実施5か年計画 （H15年～19年）					■後期5か年計画 （H20年～24年）												
●発達障害者支援法成立（H16年）																	
●障害者自立支援法成立（H17年）							●障害者総合支援法成立（H24年）										
							●障がい者制度改革推進本部設置の閣議決定 （H21年）										
							●障害者自立支援法等の一部改正法の成立 （H22年）										
							●障害者虐待防止法成立（H23年）										
●新バリアフリー法成立（H18年）							●優先調達推進法成立（H24年）										
							●障害者差別解消法成立（H25年）										
●障害者雇用促進法 改正（H17年）			●障害者雇用促進法改正（H20年）				●障害者雇用促進法改正（H25年）										
新八雲町総合計画（H20年～H29年）																	
第1次八雲町障害者計画 平成19年3月一部改定 （H17年～21年）					第2次八雲町障害者計画 （H22年～26年）					第3次八雲町障害者計画 （H27年～32年）							
第1期障害福祉計画 （H18年～20年）			第2期障害福祉計画 （H21年～23年）			第3期障害福祉計画 （H24年～26年）			第4期障害福祉計画 （H27年～29年）								
高齢者保健福祉計画 第3期介護保険事業 計画 （H18年～20年）			高齢者保健福祉計画 第4期介護保険事業 計画 （H21年～23年）			高齢者保健福祉計画 第5期介護保険事業 計画 （H24年～26年）			高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業 計画 （H27年～29年）								

(4) 計画の期間

「第3次八雲町障害者計画」の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。
計画の進捗状況については毎年評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

(5) 計画の対象者

この計画における「障がい者」は、障害者基本法第2条に「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定されたことを踏まえ、

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者など、その他心身の機能に障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある者として。

なお、社会的障壁とは、「障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指します。

1-3 計画の策定体制

計画は、障がいのある人へのアンケート調査、関係団体へのヒアリング調査などを通じて、障がいのある人の生活実態、各種サービス利用の現状、障がい者施策への意識等を把握するとともに、住民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される協議会・委員会等において、計画について協議し策定します。



第2章 障がいのある人の状況

2-1 障がい者等数の推移

(1) 障がい者全体数

障がい者数（各障害手帳所持者数）は全体では平成21年度の1,453人をピークに、その後は1,400人前後を推移し、平成25年度には1,437人です。

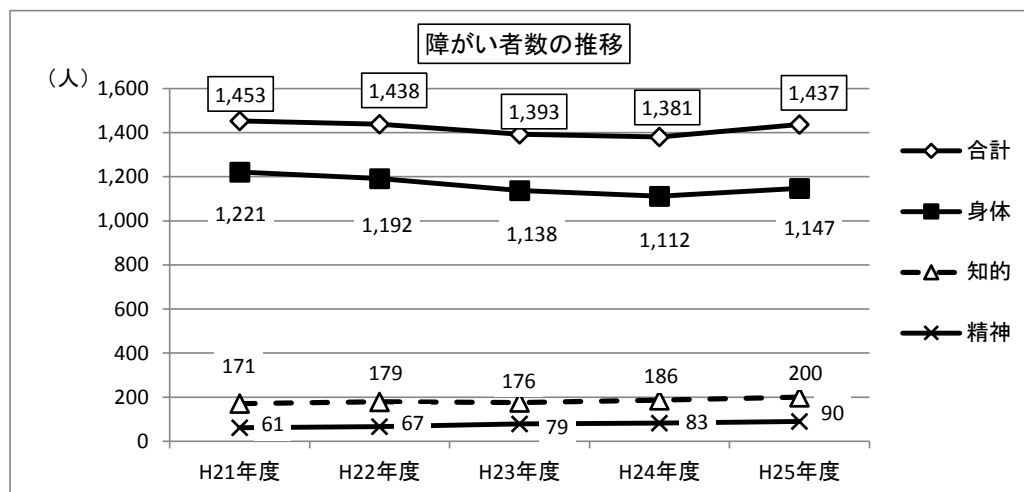
知的障がい者数に大きな変化はありませんが微増傾向、精神障がい者も増加傾向にあり、全体的に増加傾向です。

平成26年3月31日現在の八雲町の人口は18,005人で、障がい者数全体（1,437人）の割合は総人口の8.0%にあたります。身体障がい者は6.4%、知的障がい者は1.1%、精神障がい者は0.5%です。

■障がい者数の推移（各年度末現在） [単位：人（%）]

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
障がい者合計	1,453 (7.6)	1,438 (7.6)	1,393 (7.5)	1,381 (7.6)	1,437 (8.0)
身体障がい者(児)	1,221	1,192	1,138	1,112	1,147
18歳未満	9	9	8	8	7
18歳以上	1,212	1,183	1,130	1,104	1,140
知的障がい者(児)	171	179	176	186	200
18歳未満	34	33	31	34	35
18～64歳	125	134	134	139	144
65歳以上	12	12	11	13	21
精神障がい者(児)	61	67	79	83	90
18歳未満	0	0	2	1	1
18～64歳	54	58	68	70	76
65歳以上	7	9	9	12	13
人口	19,106 (100.0)	18,868 (100.0)	18,514 (100.0)	18,286 (100.0)	18,005 (100.0)

資料：保健福祉課障がい者福祉係



(2) 身体障がい者

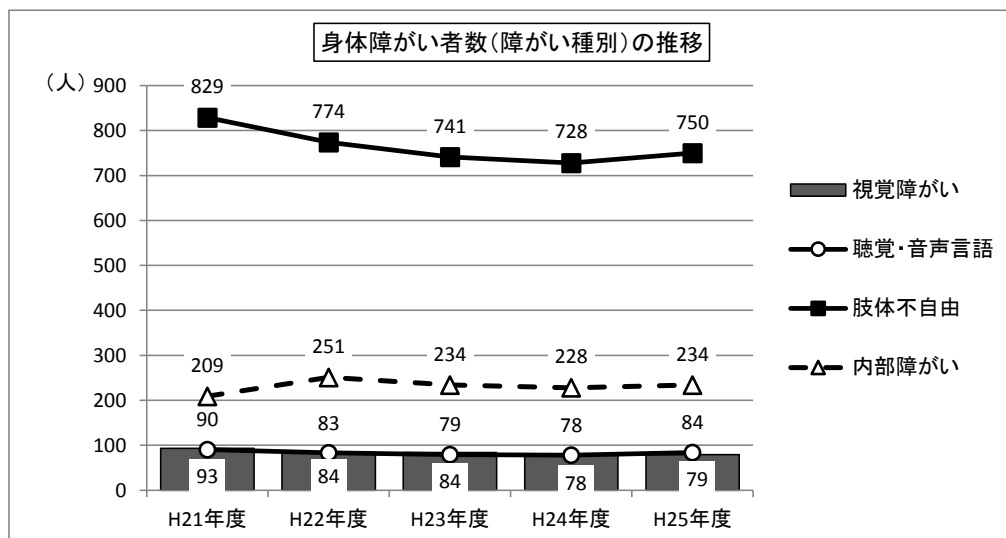
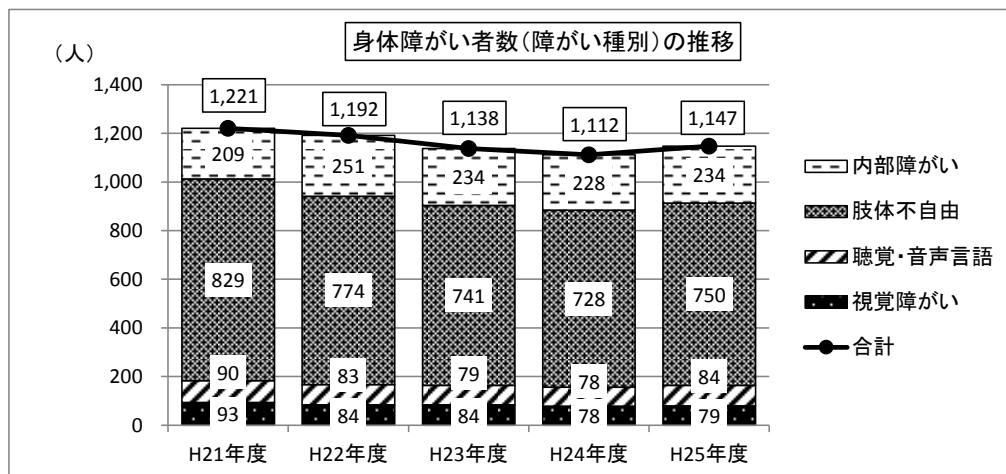
1) 障がい種別

障がい種別にみると、平成21年度以降、おおむねすべての障がいで減少傾向でしたが、平成24年度を底に25年度にはすべてが若干の増加となっています。

■障がい種別身体障がい者数の推移（各年度末現在）[単位：人]

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
視覚障がい	93	84	84	78	79
聴覚(平衡機能)障がい	80	71	67	66	68
音声言語障がい	10	12	12	12	16
肢体不自由	829	774	741	728	750
内部障がい	209	251	234	228	234
合 計	1,221	1,192	1,138	1,112	1,147

資料：保健福祉課障がい者福祉係



2) 級別

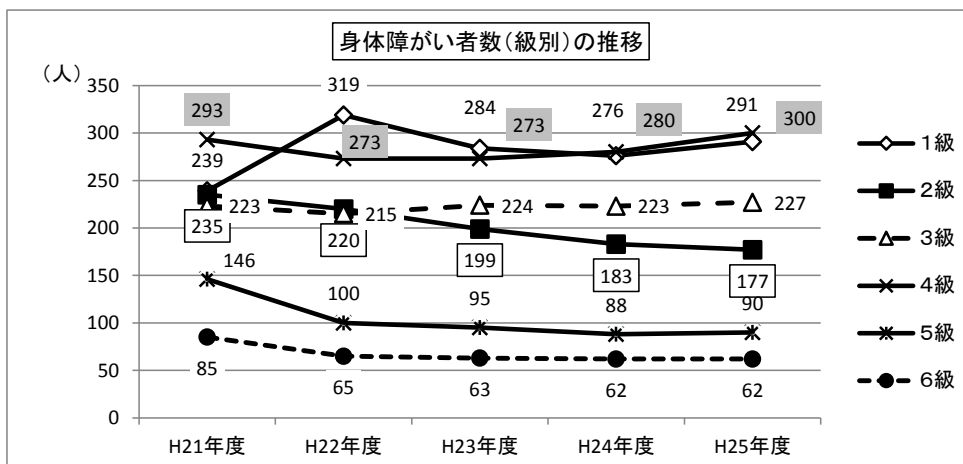
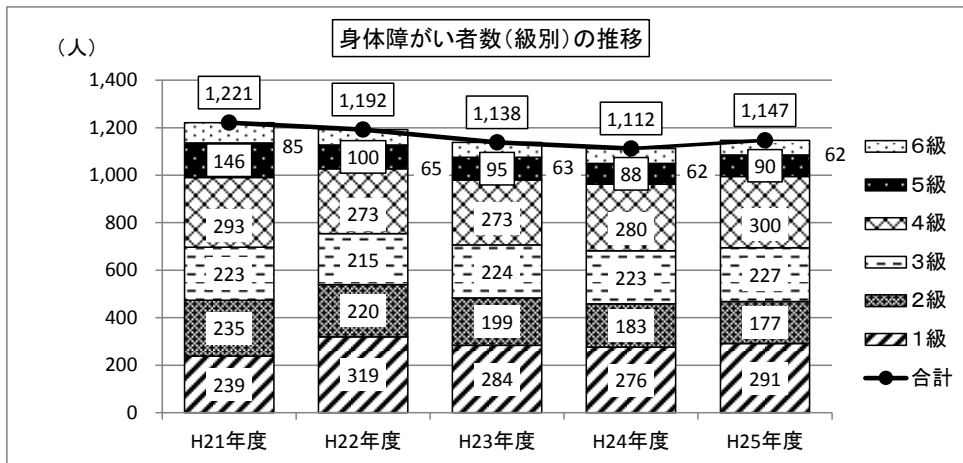
平成25年度の障がい者数を平成21年度と比較してみると、合計では減少していますが、平成23年度以降は 1,100人台の前半で推移しています。

平成25年度の「1級」と「2級」を合わせると468人で、全体の40.8%になります。

■級別身体障がい者数の推移（各年度末現在）

区分	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 級	(人)	239	319	284	276	291
2 級		235	220	199	183	177
3 級		223	215	224	223	227
4 級		293	273	273	280	300
5 級		146	100	95	88	90
6 級		85	65	63	62	62
合計		1,221	1,192	1,138	1,112	1,147
1 級	(%)	19.6	26.7	25.0	24.8	25.4
2 級		19.2	18.5	17.5	16.5	15.4
3 級		18.3	18.0	19.7	20.1	19.8
4 級		23.9	22.9	24.0	25.1	26.2
5 級		12.0	8.4	8.3	7.9	7.8
6 級		7.0	5.5	5.5	5.6	5.4
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：保健福祉課障がい者福祉係（割合は最大値で100%調整）



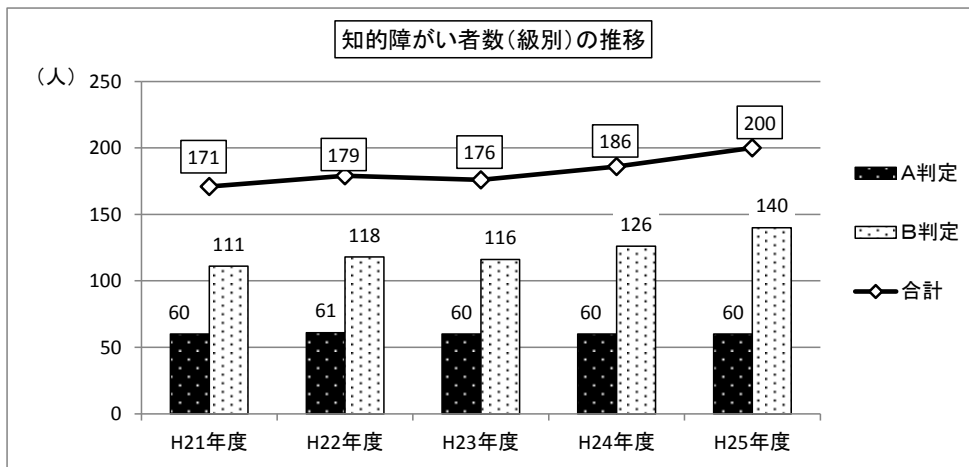
(3) 知的障がい者

知的障がい者は全体的に増加傾向にあり、級別に見ると「A」は大きな変化はなく、「B」は増加傾向にあります。

■知的障がい者（児）数の推移（各年度末現在）[単位：人]

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
A判定	60	61	60	60	60
B判定	111	118	116	126	140
合 計	171	179	176	186	200

資料：保健福祉課障がい者福祉係



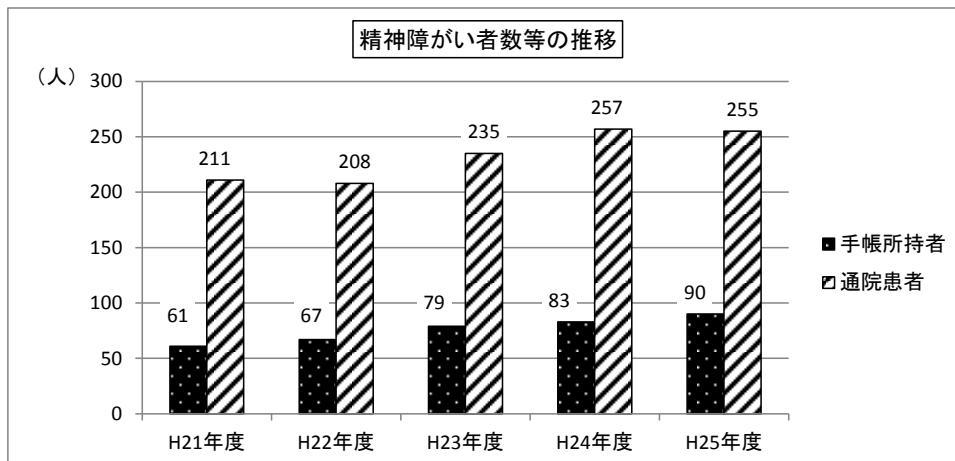
(4) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者（通院患者）については、平成22年度以降いずれも増加しており、手帳所持者は平成21年度の1.5倍となっています。

■精神障がい者数等の推移（各年度末現在）[単位：人]

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
精神障害者保健福祉手帳所持者	61	67	79	83	90
自立支援医療受給者（通院患者）	211	208	235	257	255

資料：保健福祉課障がい者福祉係



【発達障がい者】

発達障がいについては、平成23年8月に改正された障害者基本法の「障がい者」の定義において精神障がいに含まれることが明記されました。また、発達障がい者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは外見からはわかりにくく、はっきりと診断や判定することが難しいため、発達障がい者の正確な人数は把握できていないのが現状です。

【高次脳機能障がい者】

高次脳機能障がいについては、器質性精神障がいとして精神障がいに含まれており、また、厚生労働省告示において、高次脳機能障がい者は、発達障がい者と同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれます。

高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

(5) 難病患者

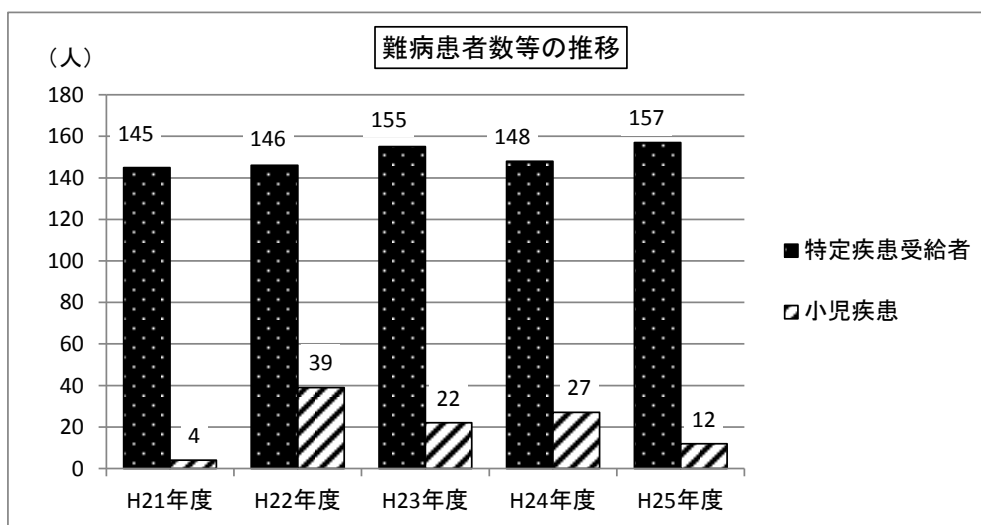
難病患者については、平成23年8月に改正された障害者基本法の障がい者の定義において、障がい者に含まれることが明記され、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

難病患者数は以下の表のとおりです。

■ 難病患者の推移（各年度末現在）[単位：人]

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特定疾患医療受給者証所持者	145	146	155	148	157
小児慢性特定疾患医療受給者証所持	4	39	22	27	12

資料：北海道八雲保健所



(6) 児童・生徒

特別保育及び特別支援学級等に通う児童・生徒数は以下の表のとおりです。

■特別保育の実施状況（単位：人）

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施 設 数	2	4	2	2	3
入所児童数	3	7	4	4	4

資料：住民生活課児童係（各年度末現在）

■特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移（単位：学級、人）

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
小学校	施 設 数	7	7	8	8	6
	学 級 数	12	14	15	15	12
	児 童 数	20	22	25	26	23
中学校	施 設 数	2	3	2	3	5
	学 級 数	3	4	4	5	7
	生 徒 数	3	4	7	8	9

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

■道立八雲養護学校在籍者数（単位：人）

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
小学部	3	5	5	3	3
中学部	5	3	2	4	6
高等部	22	17	14	10	10

資料：北海道八雲養護学校（各年5月1日現在）

■特別支援教育支援員の配置状況（単位：人）

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
小学校	3	4	4	4	5
中学校	0	0	1	2	1

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

2-2 手当て等の受給者数

手当て等の受給者数は以下の表のとおりです。

■年金手当て等の受給者（単位：件）

区 分	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
障害基礎年金	292	291	286	305	302
障害児福祉手当	8	6	3	2	2
特別障害者手当	12	13	12	14	11
特別児童扶養手当	32	35	35	38	38
外国人高齢者・障害者福祉手当	1	1	1	1	1
在宅介護支援手当	15	15	12	13	11
冬期福祉手当	389	367	355	403	401
扶養共済制度	9	9	9	9	9

（各年度末現在） 資料：八雲町

■融資等（単位：件）

区 分	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
生活福祉資金の貸付	0	1	1	1	0
高齢者住宅整備資金助成	0	0	0	0	0

（各年度末現在） 資料：八雲町社会福祉協議会・八雲町

■各種料金の割引（単位：件）

区 分	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
タクシー料金の助成（福祉タクシー）	569	607	646	673	680
紙おむつ利用券の給付	17	15	13	21	13
重度心身障害者医療助成制度	508	514	497	487	477
障害認定による老人医療	137	124	120	122	112

（各年度末現在） 資料：八雲町

2-3 障がい者を取り巻く環境

(1) 公共施設等のバリアフリー化の状況

八雲町が設置する主な公共施設のバリアフリー化の状況は次の表に示すとおりです。

■公共施設のバリアフリー化の状況

	手すり (階段)	障がい者 対応 トイレ	スロープ (出入口)	エレ ベーター	障がい者 用駐車場	誘導用 ブロック	建物の 階数	備考
役場	○	○	○	○	○	×	3階	
熊石総合支所	×	×	○	×	×	×	3階	
落部支所	×	○	○	×	×	×	2階	階段に昇降機あり
相沼泊川出張所	○	×	×	×	×	×	3階	
シルバープラザ	—	○	—	—	○	○	1階	玄関に段差なし
八雲町総合体育館	○	○	○	×	×	×	2階	階段に昇降機あり
八雲町立図書館	○	○	—	○	○	○	2階	玄関に段差なし
八雲町公民館	○	○	○	○	○	×	2階	
八雲町郷土資料館	○	×	×	×	○	×	3階	
八雲町町民センター	—	×	○	—	○	×	1階	
八雲町温水プール	○	○	○	×	○	○	2階	階段に昇降機あり
八雲総合病院	○	○	○	○	○	○	5階	
熊石国保病院	○	○	—	○	○	×	2階	玄関に段差なし
くるみ保育園	—	×	×	—	×	×	1階	
熊石保育園	—	×	×	—	×	×	1階	
相沼保育園	—	×	×	—	×	×	1階	
落部小学校	○	○	○	×	×	×	2階	H26改修予定含む
東野小学校	○	×	×	×	×	×	2階	
野田生小学校	○	×	○	×	×	×	2階	
山越小学校	○	×	×	×	×	×	2階	
浜松小学校	○	○	×	×	○	×	2階	
八雲小学校	○	○	○	○	×	×	3階	
山崎小学校	×	×	○	×	×	×	1階	
関内小学校	×	×	×	×	×	×	1階	
雲石小学校	×	×	×	×	×	×	3階	
泊川小学校	○	×	×	×	×	×	2階	
相沼小学校	×	×	×	×	×	×	2階	
落部中学校	○	×	○	×	×	×	2階	
野田生中学校	○	○	○	○	○	×	2階	
八雲中学校	○	○	○	○	○	○	4階	
熊石第一中学校	×	×	×	×	×	×	3階	
熊石第二中学校	○	×	×	×	×	×	2階	

※凡例：○障がい者対応、×未対応、—施設・高低差なし

※平成26年3月1日現在

(2) サービス提供事業者

町内の障害福祉サービス等提供事業者は次の表のとおりです。

■障害福祉サービス事業所等（平成26年10月1日現在）

事業の種類	事業所名	運営法人・その他
居宅介護支援	ヘルパーステーション明かり	(有)明かり
	八雲町訪問介護事業所	八雲町
	くまいし訪問介護事業所	八雲町社会福祉協議会
就労継続支援B型	共生サロン八雲シンフォニー	NPO法人やくも元気村
地域活動支援センター	かつら共同作業所	八雲町手をつなぐ育成会
グループホーム	共生型支援ハウスきずな	社会福祉法人きずな会
指定特定相談支援事業所	八雲町障害者指定特定相談支援事業所	八雲町
	八雲病院相談支援事業所	国立病院機構八雲病院
療養介護	国立病院機構八雲病院	国立病院機構八雲病院

(3) 障がい者団体

障がい者団体は次の表のとおりです。

■障がい者団体の状況（平成26年10月1日現在）

	団体名	構成員
1	八雲町身体障害者福祉協会	・身体障がい者当事者
2	熊石身体障害者福祉協会	・身体障がい者当事者
3	太陽の会	・精神障がい者当事者
4	花音の会	・障がい児保護者
5	パイオニアの会	・障がい児保護者
6	八雲ひまわり会	・精神障がい者家族
7	わっぱの会	・精神障がい者当事者
8	なないろの会	・ダウン症児の保護者

(4) ボランティア団体の活動状況

八雲町のボランティア連絡協議会に登録している団体は16団体（会員数245名）です。それぞれの会の目的に沿って活動していますが、全町的な行事には、多くのボランティア団体が参加してイベントを盛り上げています。

当事者の団体及びボランティア団体の活動状況は次の表のとおりです。

■八雲ボランティア連絡協議会加盟団体の活動状況（平成26年5月1日現在）

	団体名	活動状況	会員数 (人)
1	八雲ボランティア	・ふれあい広場への協力 ・福祉施設慰問活動 ・ふれあいの集い ・資源再利用牛乳パック ・アルミ缶の回収 ・独居寝たきり老人への慰問活動 ・地下道通学路の清掃 ・共同募金への協力 ・国立病院、厚生園の行事活動協力	50
2	落部婦人ボランティア	・ふれあい広場への協 ・福祉施設慰問活動 ・墓地の清掃活動 ・地域の老人への敬老花見の開催 ・厚生園の行事活動協力	22
3	八雲舞踊サークル	・ふれあい広場への協力 ・福祉施設慰問活動 ・全町的祝賀行事等への協力	休止
4	八雲民謡会	・ふれあい広場への協力 ・福祉施設慰問活動 ・町行事等への協力	23
5	八雲吟友会	・ふれあい広場への協力 ・全町的祝賀行事等への協力 ・厚生園慰問活動	30
6	八雲レクリエーション協会	・リーダー研への協力 ・地域の子供らへ健全な遊びの普及活動	5
7	童話サークルぴいたあ★ぱん	・幼児・児童への読み聞かせ活動 ・福祉施設慰問活動 ・図書館行事、地域行事の協力	9
8	かたばみ友の会	・米寿者に花束贈 ・養護学校、厚生園への花束贈呈 ・一人暮らし老人への花束贈呈	5
9	独立行政法人 国立病院機構 八雲病院 ボランティア会	・施設慰問活動 ・外出援助 ・ボランティア連協等活動への参加	6
10	ピアリンク八雲	・高齢者宅等の家事援助 ・買い物や病院等への送迎	2
11	八雲町女性連絡会議	・子育て支援活動 ・食と健康づくり普及活動 ・リサイクル普及活動	16
12	山越ボランティア	・町内行事手伝い ・当会事業としての活動	4
13	松の会	・ふれあい広場への協力 ・当会事業としての活動	7
14	フラサークル	・ふれあい広場への協力 ・当会事業としての活動 ・福祉施設慰問活動	18
15	すみれダンスサークル	・ふれあい広場への協力 ・当会事業としての活動 ・福祉施設慰問活動	21
16	熊石ボランティア協議会	・花いっぱい運動 ・町内行事手伝い(熊石地域)	27
計	16 団体		245

2-4 重点的に取り組んできた事業

第2次八雲町障害者計画の計画期間中（平成22年度～平成26年度）に重点的に取り組んだ事業は次のとおりです

(1) 指定特定相談支援事業所の開設

平成26年4月1日、「八雲町障害者指定特定相談支援事業所」を開設し、障害福祉サービスを利用する障がいの者のサービス等利用計画を作成するとともに、障がい者（児）や家族などからの様々な相談に対応しています。

また、平成26年7月1日、独立行政法人国立病院機構八雲病院が「八雲病院相談支援事業所」を開設し、国立八雲病院に入所している障がい者などのサービス等利用計画を作成しています。

(2) 子ども発達支援センターの開設

平成24年4月1日、「八雲町子ども発達支援センター」を開設し、発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、保健・福祉・教育・就労など関係機関から一貫した適切な支援を受けるために、相談や情報提供、関係機関との連絡調整等を行います。

また、支援が必要な児童が、関係機関の支援を一貫して受けられるよう、生涯、使うことができる「育ちと学びの応援ファイル カラフル」を紹介します。

(3) グループホームの開設

障がいの者のグループホーム「共生型支援ハウスきずな」が平成24年3月1日、町内に初めて開設されました。

八雲町共生型基盤整備事業計画に基づき、障害福祉サービス事業所（グループホーム）とあわせて、障がい者だけでなく子どもや高齢者にも一体的にサービスを提供する共生型事業として、高齢者等アパート・地域サロンも併設しています。

さらに、翌年、平成25年3月1日、2棟目となる「共生型支援ハウスきずなⅡ」が市街地地区に開設されました。

(4) 就労継続支援B型事業所の開設

就労継続支援B型事業所「共生サロン八雲シンフォニー」が平成23年4月1日、町内に初めて開設されました。

八雲町共生型基盤整備事業計画に基づき、障害福祉サービス事業所（就労B）とあわせて、障がい者だけでなく子どもや高齢者にも一体的にサービスを提供する共生型事業として、喫茶・共生サロンを併設しています。

2-5 今後の取組に向けた課題

(1) アンケート結果からの課題

1) アンケート調査の概要

1. 調査の目的

障害者基本法に基づく「第3次八雲町障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「第4期八雲町障害福祉計画」の策定に向け、障がい者の生活や福祉サービス等に関する意向を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

2. 調査の対象

調査の対象は、3障がい手帳所持者515人で、内訳は次のとおりです。

● 身体障害者手帳所持者のうち65歳未満の障がい者全数	261人
● 知的障害者(療育手帳所持者)全数	171人
● 精神障害者保健福祉手帳所持者全数	83人

3. 調査の方法と期間

調査は、無記名、選択式で、調査票の配布と回収は郵送によりました。
調査の期間は、平成25年10月の1か月間です。

4. 調査の項目

調査の大項目	項目詳細	設問数
①基本属性	居住地域、性別、年齢、住まい、同居家族	5問
②障がいの状況等	障がいの種類・障がいの状況、 障害福祉サービス利用状況	4問
③日常生活の状況	日常生活動作、介助状況、 日常の過ごし方(現状・希望)	5問
④就労・社会参加意向	希望する就労環境、社会参加意向(支援・希望する活動)、 外出頻度、共生型事業の認知度・利用意向	7問
⑤相談・情報入手状況	相談先、情報入手方法	2問
⑥災害時の対応	避難場所の認知度、自力避難の状況、災害対策	3問
⑦希望施策等	差別の有無、町民の理解度、希望施策	3問
⑧自由意見	自由意見	1問
合計		30問

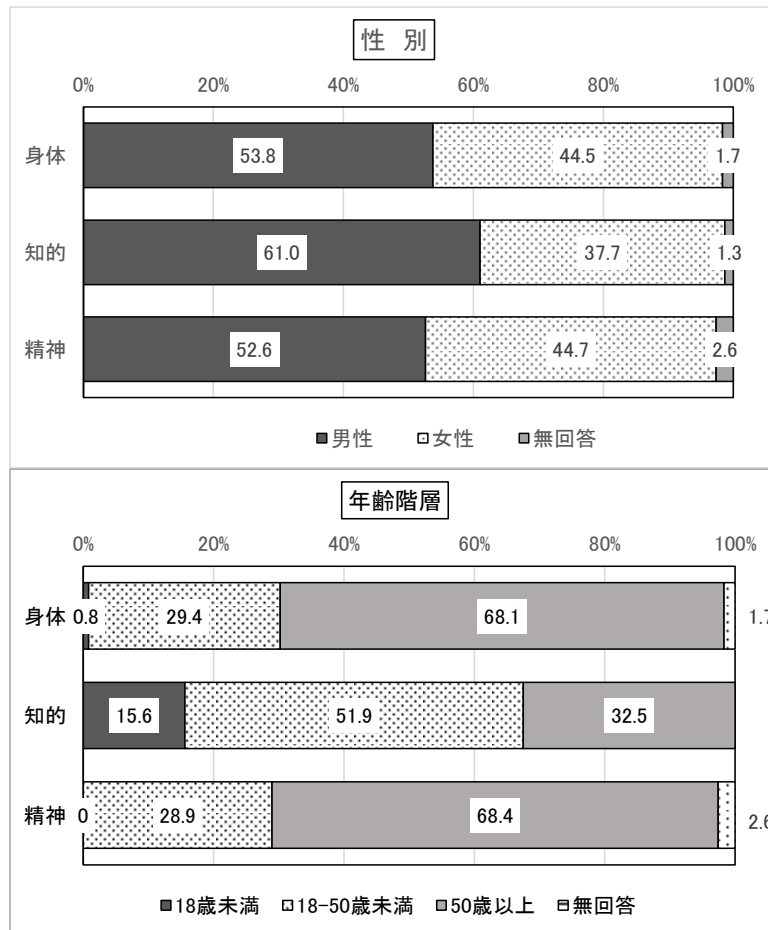
5. 回収数・回収率

アンケート対象者	有効回収数	回収率
● 身体障害者手帳所持者のうち65歳未満の障がい者	119人	45.6%
● 知的障害者(療育手帳所持者)	77人	45.0%
● 精神障害者保健福祉手帳所持者	38人	45.8%
● 全体	234人	45.4%

2) 属性

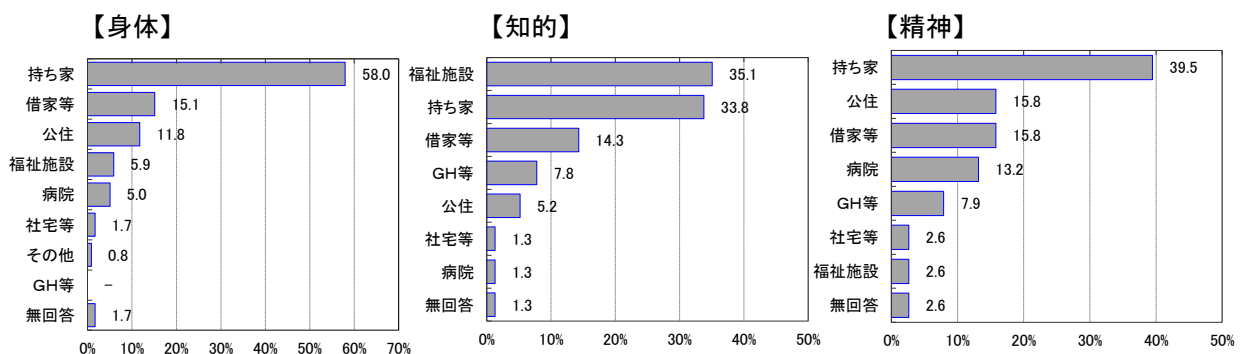
① 性別・年齢

回答者の性別・年齢をみると、身体障がいと精神障がいは年代が高く男性が若干多く、知的障がいは他に比べ若い年齢層の割合が多く、男性が女性の1.6倍となっています。



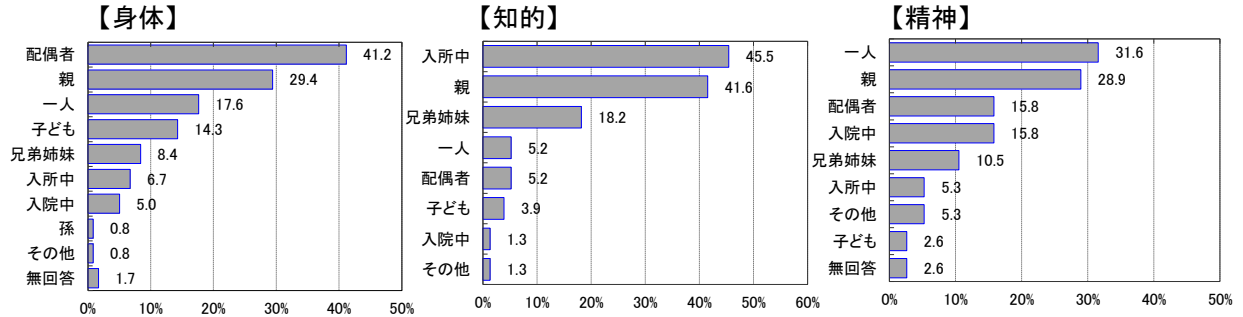
② 住まい

住まいは、身体障がいは「持ち家」が多く、知的障がいは「施設」と「持ち家」がほぼ同じ、精神障がいは「持ち家」が多いものの「公住・借家」も一定数ありました。



③ 同居家族

身体障がいは配偶者と同居している人が多く、知的障がいは施設入所をしている人が多い。精神障がいは一人暮らしの次に親と同居している人が多くなっています。



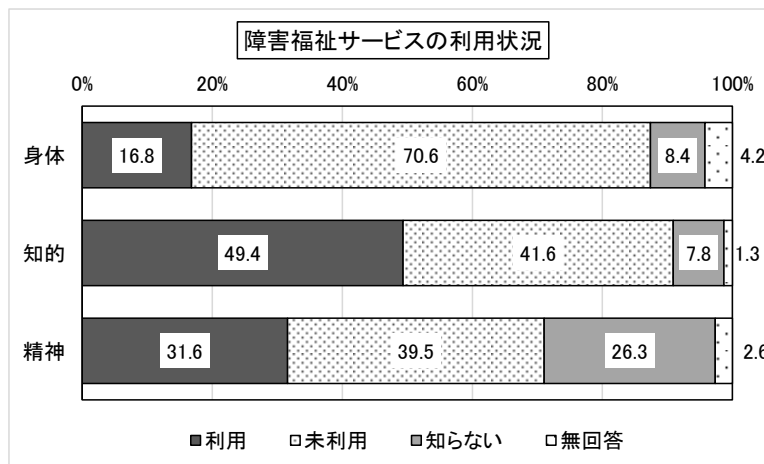
3) 障がいの状況

① 障がいの種類や状況

身体障がいは「肢体不自由」が多くなっています。知的障がいは若年者の「発達障がい」が多くなっていますが、40歳代、50歳代でも見うけられます。精神障がいに「発達障がい」が一部見うけられます。

② 障害福祉サービスの利用状況

身体障がいはほとんどが未利用で、知的障がいは半数が利用しています。精神障がいは30%以上が利用しているものの、サービスを知らない人が25%以上います。

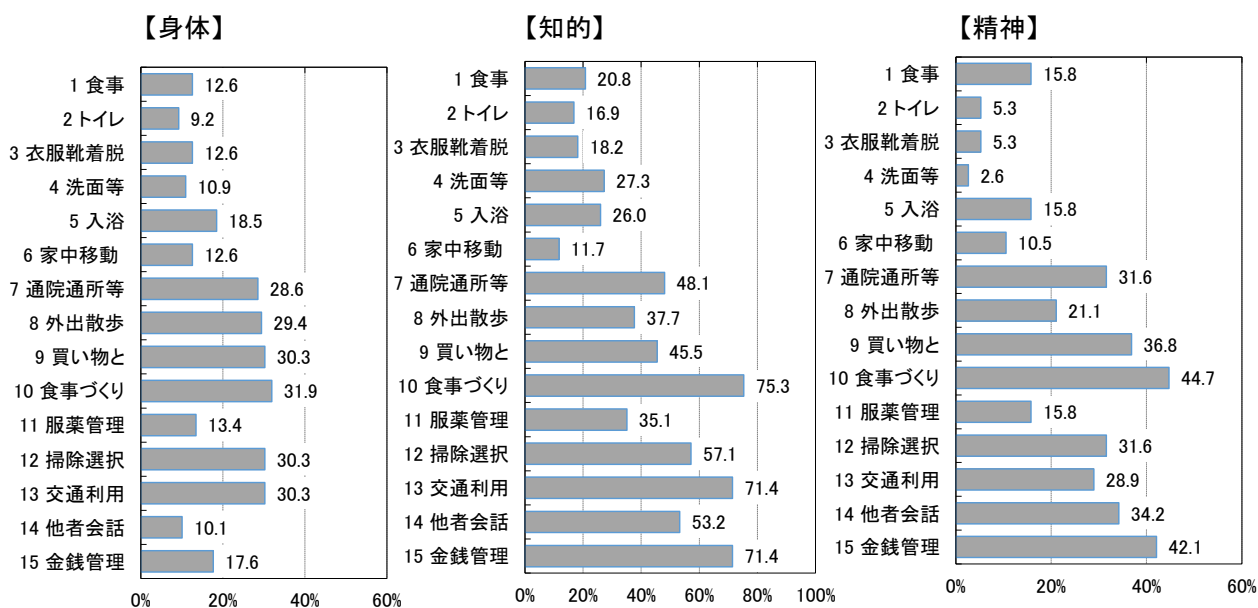


課題	1. 発達障がいに対する理解を深めることが必要。
	2. 障がいの状況に応じた障害福祉サービスの情報提供。

4) 日常生活の状況

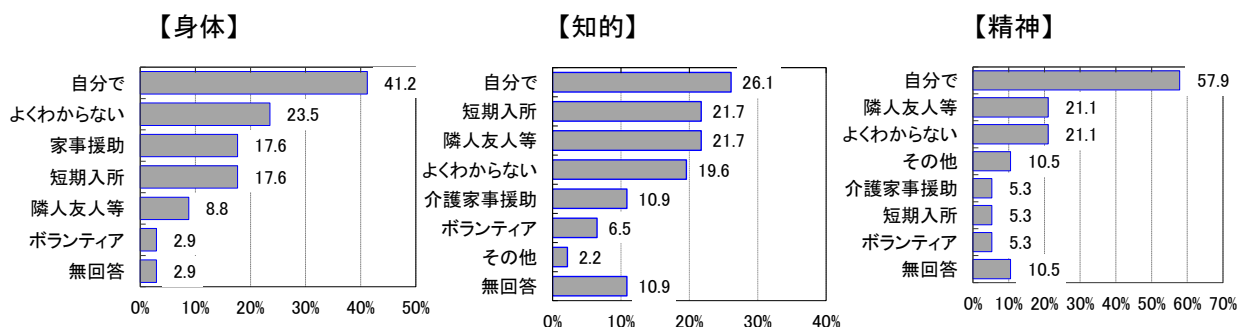
① 介助を必要とする日常生活動作

3障がいともに、「食事」「トイレ」「衣服靴着脱」「洗面等」「入浴」「家中移動」といった日常生活を営む上で、普通に行っている行為、行動（ADL＝日常生活動作）では自立度が高く、特に精神障がいでは自立度が高くなっています。ADLより複雑で高次の動作（IADL＝手段的日常生活動作）に分類される「買い物等」「掃除洗濯」「食事づくり」「交通利用」などについては、介助を必要とする人が多くなり、知的障がいの食事づくりや交通利用、精神障がいの食事づくりは介助を必要とする人が多くなります。



② 介助者がいないときの対応

介助者がいないとき、「自分で」あるいは「隣人や友人等」での対応を希望する人が多くはなっていますが、身体障がいと知的障がいでは「介護家事援助」や「短期入所」への希望も多くなっています。

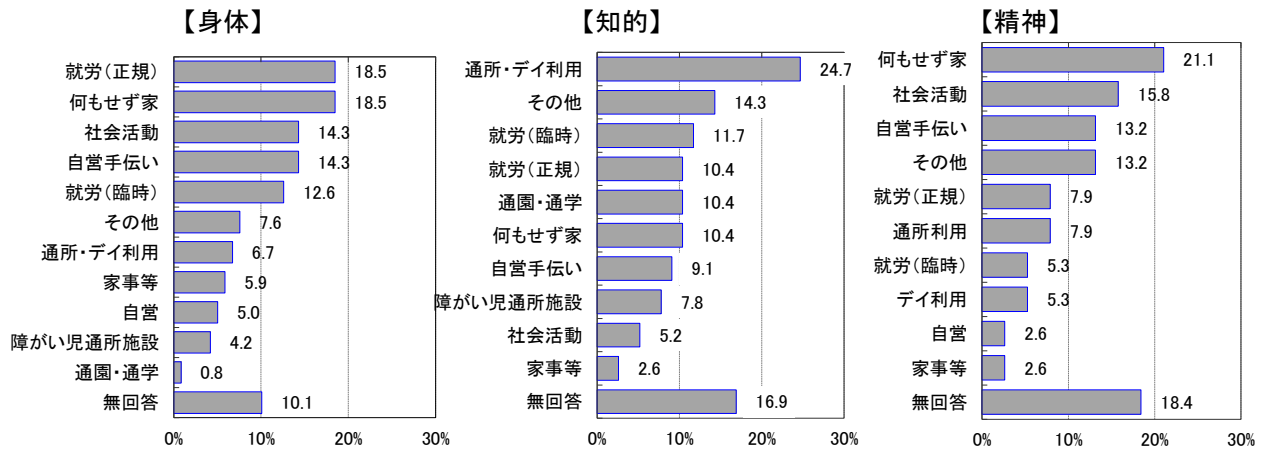


③ 日常の過ごし方

現在の過ごし方では、精神障がいの半数近くは、何もしないで家で過ごすことが多くなっていますが、身体障がいと知的障がいの多くは何らかの形で働いたり通学・通園したりしています。

今後は、ほとんどの人が、何らかの形で就労や通園通学、通所・デイサービスの利用、社会活動を望んでいます。

今後の過ごし方の希望

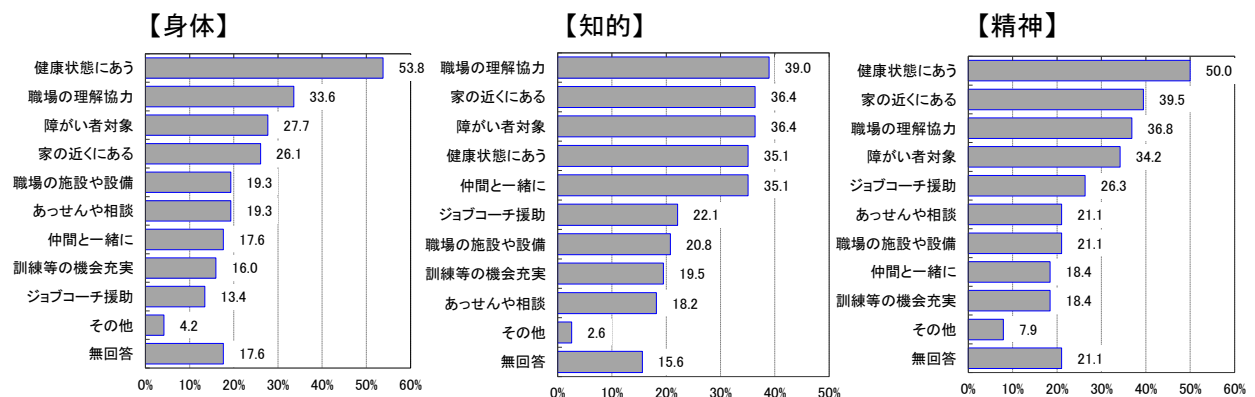


課題	1. 通院通所や買い物等の外出時の支援の充実。
	2. 緊急時に利用できるサービスの充実。
	3. 日中、過ごす場の確保が望まれている。

5) 就労や社会参加

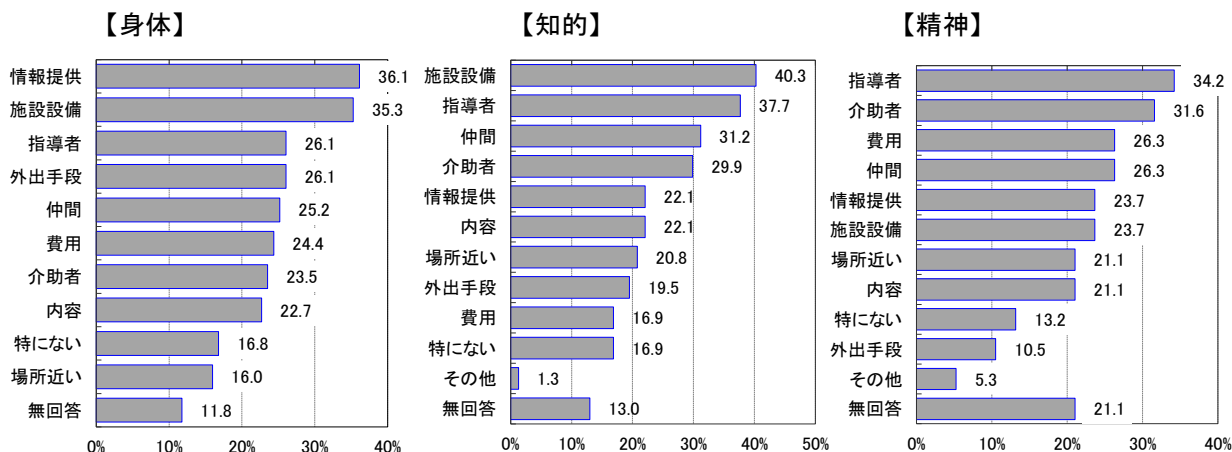
① 働くための環境

働くための環境として最も求めているのは、身体障がいと精神障がいは「健康状態に合うこと」、知的障がいは「職場の理解があること」です。



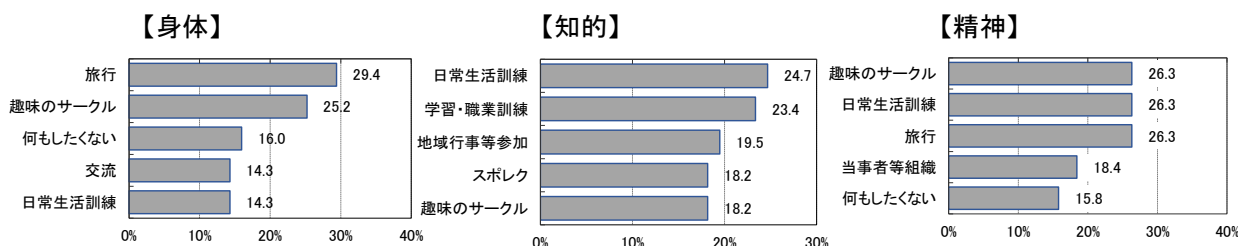
② 社会活動に必要な支援

社会活動するための支援として、身体障がいは情報提供を、知的障がいは施設設備を、精神障がいは指導者を最も必要としています。



③ 今後の活動希望

今後の活動として、身体障がいは旅行や趣味のサークルを望んでいます。知的障がいや精神障がいは訓練系の事業を希望しています。中でも知的障がいは20%が地域の行事に参加したいと考えています。



④ 外出しない理由

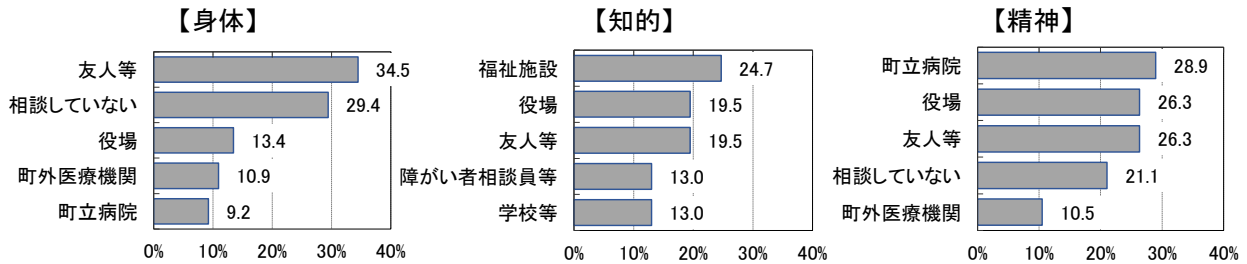
日常の外出頻度については、ほとんどが「毎日」あるいは「ときどき」外出しており、「ほとんど」あるいは「まったく」外出しないのは、身体障がいと知的障がいの12%、精神障がいの24%です。外出しない主な理由は「障がいが重い」、「外出したくない」などですが、「外出手段がない」ことも大きな理由となっています。

課 題	1. 障がいの種別や状況に応じた就労の支援が必要。
	2. 障がい者が地域行事などへの参加しやすい雰囲気づくりなどの充実が必要。

6) 相談や情報の入手

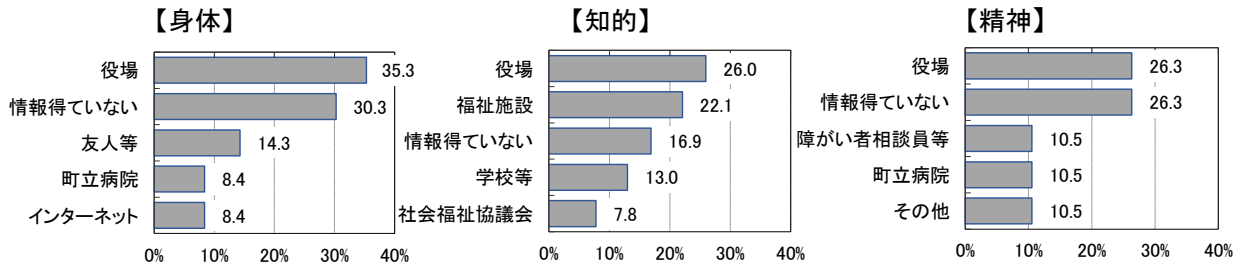
① 相談先

障がい種別に、最も頼りにしている相談先は異なりますが、障がい者全体が役場をよく利用しています。



② 情報の入手先

障がい者全体が、役場からの情報入手が多くなっています。回答者は多くはありませんが、若年者の「聴覚」「音声言語」障がいでは、「インターネット」を利用しています。



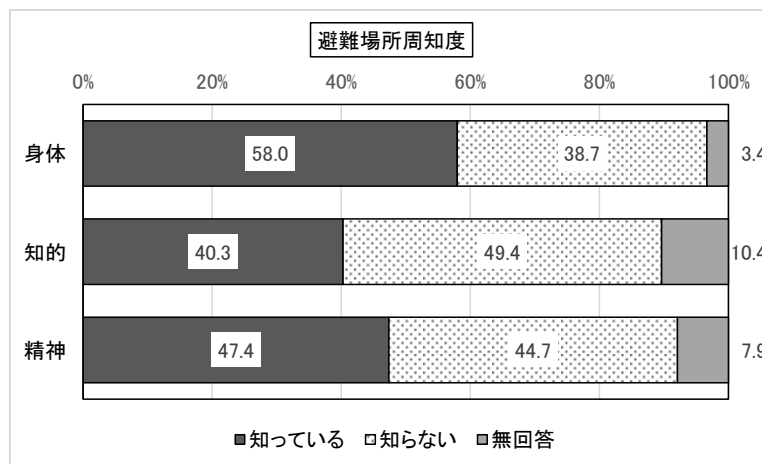
課 題	1. 役場、障害福祉サービス事業所、病院などの相談窓口の充実。
	2. 情報提供手段の多様化を図る必要がある。

7) 災害時対応

① 避難場所の周知

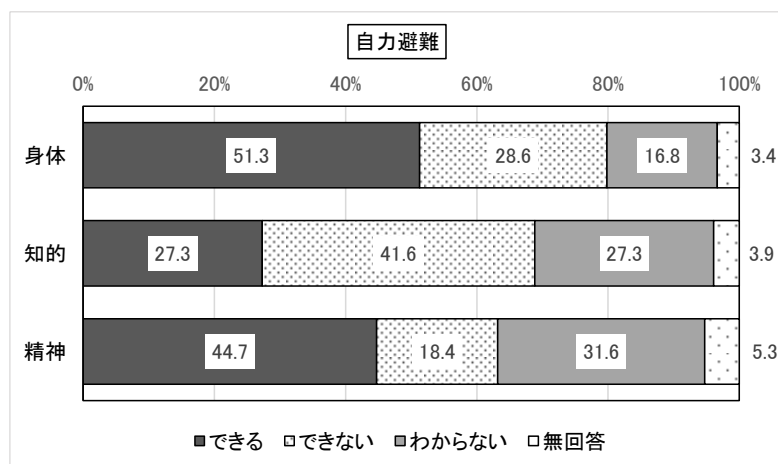
障がい者の約半数は避難場所がわかりません。

身体障がいの種別で「肢体」「内部」障がいは知っている人が多く、「視覚」「聴覚」「音声言語」障がいは知らない人が多くなっています。



② 自力避難

知的障がいの半数近くが、災害時に自力での避難が困難となっています。

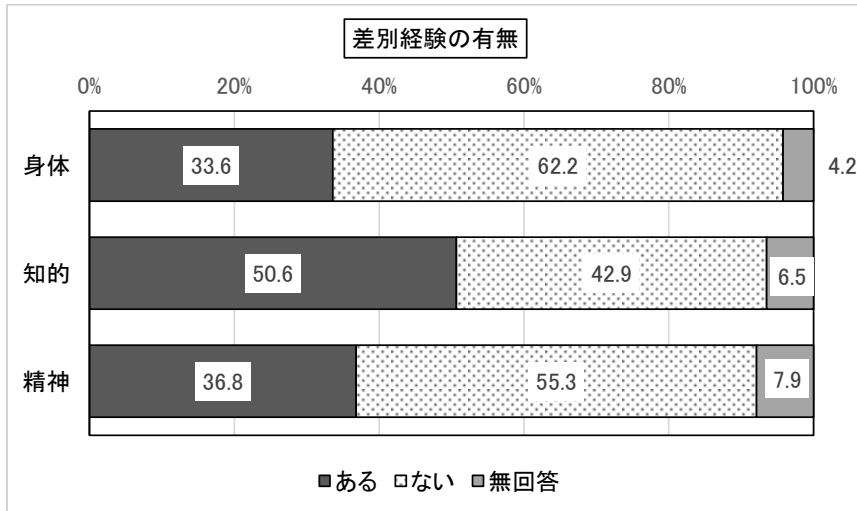


課題	1. 災害時、障がい特性に配慮した支援が必要であり、細やかに確実に情報を伝え、避難場所の周知の徹底を図る必要がある。
	2. 災害時に自力での避難が困難な障がい者への具体的な対応策の検討。

8) 障がい者施策

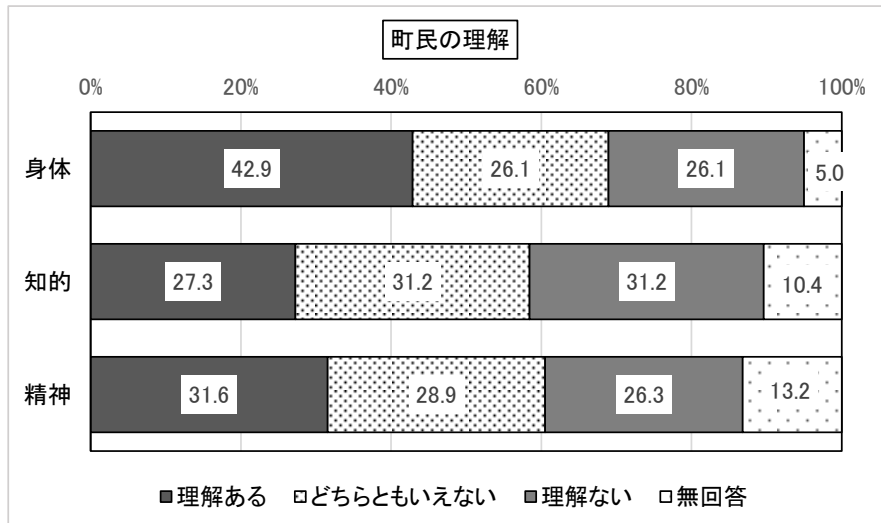
① 差別等

障がい者の多くは、差別を受けたり、いやな思いをしています。知的障がいではその割合は多くなっています。



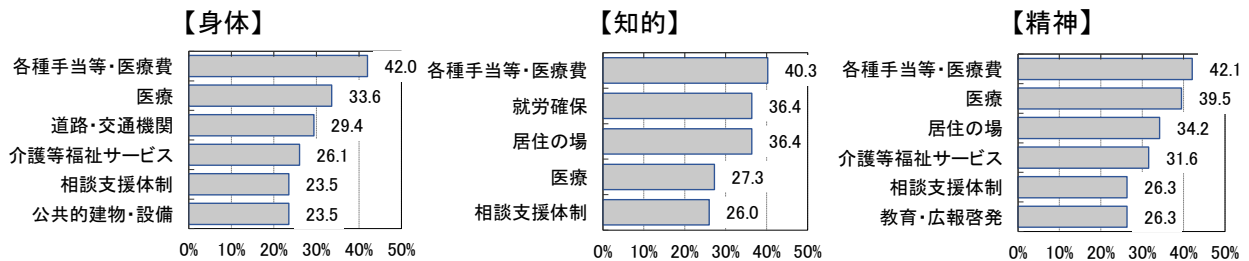
② 町民の障がいや障がい者についての理解

身体障がいは、理解があると感じている人が多く、知的障がいは理解されていないと感じている人が多くなっています。



③ 充実を望む障がい者施策

障がい者全体が、各種手当などの経済的な支援を求めています。次いで、身体障がいは「医療」、「道路や交通機関」と続き、知的障がいは「就労の確保」「居住の場」、精神障がいは、「医療」「居住の場」と続きます。



課 題	1. 町民への障がいや障がい者に対する理解の促進
	2. 就労の場の確保や居住の場の充実

(2) 障がい者懇談会（ヒアリング）の概要と課題

計画を策定するに当たって、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者の生活の実態、要望等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的に、障がい者団体の方に意見をうかがいました。

■懇談・意見交換にご協力いただいた団体

団体名	
1	八雲町身体障害者福祉協会(身体障がい者当事者)
2	熊石身体障害者福祉協会(身体障がい者当事者)
3	太陽の会(精神障がい者当事者)
4	花音の会(障がい児保護者)
5	パイオニアの会(障がい児保護者)

1) 団体ヒアリングによる課題

① 団体の活動

- 身体障害者福祉協会は会員の減少が課題となっており、八雲・熊石両協会の交流や活動内容のPRなどを積極的に進めていく必要がある。

② 生活支援

- 身体障がい者は買い物や通院など外出時の支援や、道路の段差の解消や冬期間の除雪などを希望している。

③ 緊急時等の対応

- 体調不良時や災害時に不安をいただいている。
- 障がいがある人の避難場所の確保や避難所等に障がい者を支援できる人の配置が必要。

④ 相談体制

- 「相談窓口がどこなのかわからない」「郵便物(書類)の意味や手続きがわからない」との意見があり、相談窓口の周知を図る必要がある。
- 障がい児の保護者は介助者(親)がいなくなったあと、当事者が地域で自立して生活していけるかという心配をしている。

⑤ 保健・医療

- 大人になってから障がいに気づいても、障がいを受け入れられない人が多いので、幼児期における早期発見が大事である。発達障がいは、乳幼児健診などでの早期発見と関係機関の連携により、早期療育につなげていくことが大事である。

⑥ 就労・住まい

- 町内には働く場所や余暇を過ごせる場所、住む場所が少ない。
- グループホームや就労支援事業所の充実を望む。

⑦ 環境

- 町内の道路などを車いすで移動できるように整備してほしい。

⑧ 介助者・介護者支援

- 介護者の体調不良時などに利用できるサービスがほしい。

2-6 今後の施策推進に向けた視点

国における制度改革や社会経済情勢の動向、また、八雲町における障がい者を取り巻く状況などを踏まえ、今後の障がい福祉施策の推進に当たって共通して求められる視点は次のような項目になります。

◆ 地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

障害者自立支援法が改正され障害者総合支援法が成立しましたが、「施設から地域へ」という障がい福祉施策の方向に変わりはありません。

地域で現在暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障がい者が自ら住みたい場所で、当たり前のような生活を送ることが重要です。

障がい者が、地域でその人らしく自立した生活を送れるよう、自己選択・自己決定を最大限に尊重した、より身近な地域でのサービス提供体制の充実が必要です。

また、障がい者の多様なニーズに応じる必要があります。

◆ 障害者差別の禁止と合理的配慮

障害者基本法において、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について「必要かつ合理的配慮」がされなければならないと明記されました。

障がい者に対する差別や偏見は、まだまだ存在していると言わざるを得ません。今後、施策を展開していくに当たって、「必要かつ合理的配慮」の普及を図りながら、障がいの有無による格差を是正していく仕組みに取り組んでいく必要があります。

◆ 共に生きるための暮らしやすい環境づくり

障害者基本法は、障がいの有無によって分け隔てない社会の構築を目指しています。

今回の改正によって新たに付け加えられた「分け隔てられることなく」「共生する社会」をすべての施策を展開する際の共通視点とすることが求められています。

◆ ライフステージにそった一貫した施策の展開

障がい者が住みなれた地域で、自立し、自分らしい生活を送るためには、乳幼児期から高齢期に至るまで、各ライフステージに応じ、一貫した支援体制の整備を図る必要があります。

また、障がい者施策は、保健・医療・福祉・生活環境・就労など多岐にわたります。地域における保健、医療及び福祉が互いの関係を深めながら連携を進めていくことが必要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

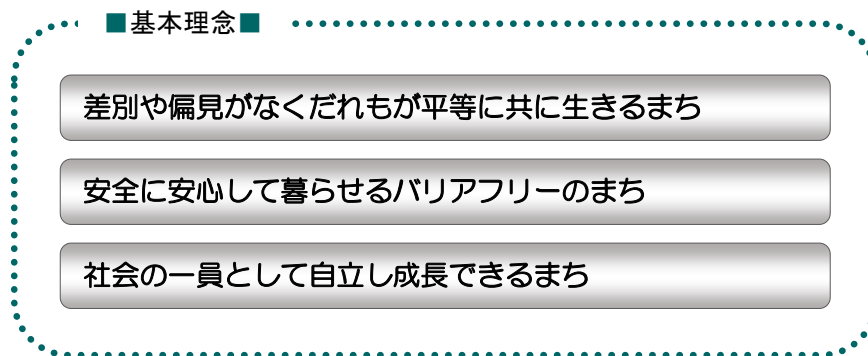
3-1 基本理念

第1次計画では、「差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち」「安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち」「社会の一員として自立し成長できるまち」の3つを基本理念に決めました。

「差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち」は、社会を形成し社会で生きていく最も基礎をなす考え方であり、「安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち」は学び働き集い憩う生活の基盤となります。そして「社会の一員として自立し成長できるまち」は、自分の能力と可能性を拓き、社会を構成する一員としての責任を果たしながら自分らしく充実して生きることで、私たち一人一人がそのように生きれば、社会は活力と希望に満ちたものになります。

第2次計画では、第1次計画で定めた基本理念を踏襲するとともに、「完全参加と平等」を目指してみんな一緒に、共に生きる“共生のまちづくり”の推進に努めてきました。

本計画では、第1次障害者計画、第2次障害者計画の基本理念である



を踏襲し、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会を目指します。



3-2 基本目標（施策展開の基本方向）

（1）地域における生活支援

これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障がいのある人ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするためには、障がいのある人の自立した生活を支援するとともに、その介助に当たる家族の介助負担を軽減することも重要となります。

相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりをより進めていきます。

（2）自立と社会参加の促進

障がいや発達に課題のある子どもについては、早期の発見と質の高い療育や相談・支援が求められます。その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障がいの程度等に応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。また、障がいのある人が地域で生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた働く場、活動の場が身近なところにあることが条件となります。

障がいや発達に課題のある子どもが早期に質の高い療育が受けられるよう、未就学児から就学児まで一貫した療育・教育の充実を図るため、関係機関の連携を図っていきます。

また、地域での就労・雇用の場をいかに確保していくか等について、町民・事業者・関係機関とともに重点的に検討し、多様な就労の場の確保に努めるとともに、移動手段やコミュニケーション手段の確保に努め、障がいのある人の社会参加を促進していきます。

（3）共に支え合うまちづくりへの支援

障がいのある人が暮らしにくいと感じるのは、段差や階段等の物理的な障壁だけでなく、外での人の視線や様々な場などで感じる差別や偏見、疎外感などです。

今なお、障がいのある人に対する差別や虐待は後を絶たない状況にあるといわざるを得ません。障がいのある人の尊厳の保持を図るため、「必要かつ合理的な配慮」についての議論を深めながら、障がいのある人を特別視する『意識上の障壁』を取り除き、障がいのある人もない人も、支え合いながら生きる地域社会の実現を目指すとともに、障がいのある人をはじめ、日常生活を送るうえで配慮が必要な人の視点から暮らしやすいまちにすることは、障がいや疾病等がない人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方にたって、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていきます。

必要かつ合理的な配慮

障害者基本法において、相手方に過度の負担を課すものでないときは、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないと明記されました。

3-3 施策の体系

基本 目標	大 項 目	中 項 目		
1. 地域における生活支援	(1) 相談支援体制の整備	1) 相談・情報提供体制の充実 2) 障がい者ケアマネジメント体制の充実 3) 協議会（地域自立支援協議会）の充実		
	(2) 生活支援の充実	1) 在宅生活への支援（必要なサービスの確保） 2) 住まいの確保（居住環境の整備・改善） 3) 地域生活の安心・安全の確保 4) 防災・防犯対策の推進		
	(3) 保健・医療の充実	1) 予防対策の充実 2) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実 3) 精神保健活動の充実 4) 発達障がいや難病患者等への支援		
	2. 自立と社会参加の促進	(1) 教育・療育の充実（学ぶ）	1) 療育・発達支援体制の充実 2) 障がいのある子どもの地域生活・家庭支援 3) 障がい児教育の充実	
		(2) 雇用・就労の推進（働く）	1) 日中活動の場の確保 2) 雇用・就労の促進	
		(3) 社会参加の促進（楽しむ）	1) 移動・コミュニケーションに関する支援 2) スポーツ・文化活動等の振興 3) 社会参加の促進	
		3. 共に支え合うまちづくりの支援	(1) 権利擁護の推進	1) 権利擁護の推進 2) 差別及び虐待防止のための取組
			(2) 共に支え合うまちづくり	1) 理解と交流の促進 2) 福祉教育・福祉学習の推進 3) 地域における福祉活動の推進

第4章 施策の展開

4-1 地域における生活支援

(1) 相談支援体制の整備

【現状と課題】

障がい者に対するアンケート調査では、相談場所や情報の入手先として、福祉施設や町立の病院とともに、役場を選択している人も多いことがわかりました。

相談支援の窓口が、障がいのある人にとって相談しやすいものであることが求められています。また、障害福祉サービスだけでなく、医療的なケアやコミュニケーション支援など障がいのある人や家族のニーズは多様化しており、より専門的な相談支援を提供できることが必要となります。

また、情報の提供については、制度の改正により、新たに障がい者の範囲に付け加えられた難病患者等の方には、必要なサービスを受けていただくため、特に、制度の周知が重要です。

リーフレットの活用や障がい者の特性に応じたITの利用、手話通訳者の充実など、身近なところでの情報提供、そして何よりも分かりやすい情報の提供が求められています。

地域における相談支援体制の強化を図るため、総合的な相談支援センターが市町村ごとに設置されることが望まれています。

八雲町では、平成26年4月1日、「八雲町障害者指定特定相談支援事業所」を、平成26年7月1日、「国立病院機構八雲病院相談支援事業所」を開設し、障害福祉サービスを利用する障がい者のサービス等利用計画を作成するとともに、障がい者（児）や家族などからの様々な相談に対応しています。

今後も、障がいのある人が地域での生活が継続できるよう、本人中心の考えに立ち、相談支援が行われるよう、充実を図っていきます。



2) 相談・情報提供体制の充実

No.	施策	取組の内容
1	相談支援の充実	平成 26 年 4 月、「八雲町障害者指定特定相談支援事業所」を開設。サービス等利用計画の作成のほか、障がい者（児）や家族などからの様々な相談に対応し、支援していきます。
2	広報活動の充実	障がいのある人とその家族等に利用してもらうため、相談機関、福祉サービス、各種助成制度を網羅した「障がい者のしおり」を作成し配布します。
3	窓口対応の充実	役場、シルバープラザ、熊石総合支所、落部支所等で、障がいのある人やその家族等が相談や手続きがしやすいよう、窓口対応を充実します。
4	情報提供の充実	障がいのある人やその家族に対するサービス・制度等に関する情報や障がい者計画の内容等を、広報紙やホームページを通じて情報提供していきます。
5	点字・朗読による情報提供の充実	八雲町在住の視覚障がいのある人に向けて、広報紙等の録音版を作成している青い鳥朗読奉仕団の活動を支援します。
6	ICT（情報通信技術）の利用促進	障がいの有無に関わらず、IT 町民サポートセンターで、パソコンのトラブルや操作上の疑問・悩みなどについて無料で相談に応じます。パソコン講座の講師に障がいのある人を起用したり、障がいのある人への参加促進に努めていますが、今後とも継続して実施していきます。

3) 障がい者ケアマネジメント体制の充実

No.	施策	取組の内容
1	ケアマネジメント体制の充実	平成 26 年 4 月 1 日、八雲町障害者指定特定相談支援事業所を開設し、サービス利用するすべての障がい者に「サービス等利用計画」を作成します。訪問、サービス担当者会議などを通してサービス調整を実施します。 また、病院や施設から地域への移行についても住まいやサービス等の調整を行い支援していきます。
2	巡回相談の実施	総合相談所・児童相談所の巡回により、障がいのある人の利便性を確保するため、療育手帳、補装具の判定を八雲町で行います。 また、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合相談支援センターの巡回により総合的な相談支援を行います。

4) 地域自立支援協議会の充実

No.	施策	取組の内容
1	地域自立支援協議会の機能強化	障がい者や家族等を支えるための相談事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する仕組みづくりの協議・検討・調整などを、関係機関の参画とともに進める協議の場として、地域自立支援協議会の機能強化に努めます。

(2) 生活支援の充実

【現状と課題】

平成25年4月1日から施行されている障害者総合支援法では、多様な問題を抱えている障がい者が、地域での生活を希望する場合には、生涯を通じて自らの選択により、一人一人のニーズに合ったサービスを利用し、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスが総合的に提供されることが求められています。

八雲町においては、すべてのサービスについて十分な提供体制が整備されているとはいえませんが、障がい者のグループホーム「共生型支援ハウスきずな」が平成24年3月1日、町内に初めて開設されました。

八雲町共生型基盤整備事業計画に基づき、障害福祉サービス事業所（グループホーム）とあわせて、障がい者だけでなく子どもや高齢者にも一体的にサービスを提供する共生型事業として、高齢者等アパート・地域サロンも併設しています。

さらに、平成25年3月1日、2棟目となる「支援ハウスきずなⅡ」が市街地地区に開設されました。

今後も、障がいのある人が地域での生活が継続できるよう、住まいの確保や生活支援サービスの充実に努めます。

1) 在宅生活への支援（必要なサービスの確保）

No.	施策	取組の内容
1	居宅における生活支援サービスの充実	障がいのある人の在宅生活を支援するため、障害福祉計画に基づき、居宅介護等の訪問系サービスについては、障害の種類や障害支援区分に応じて適切なサービスの提供に努めるとともに、研修会などの周知に努め、ヘルパーの質の向上を図ります。 また、短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実を図ります。
2	日中活動事業の推進	平成23年4月1日に開設された就労継続支援B型事業所「共生サロン八雲シンフォニー」において、日中の活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための訓練等を行います。 日常生活動作の維持・回復を図り、在宅生活が継続できるように、生きがいデイサービスを実施します。
3	地域生活支援事業の充実	障害福祉計画に基づき、相談支援や成年後見制度、移動支援、地域活動支援センターなど、生活に直結したサービスを、八雲町にあった形でのサービスの提供に努めます。
4	福祉用具の利用支援	障がい者等に日常生活用具を給付・貸与することで日常生活の便宜を図り、在宅福祉の増進を図ります。 身体障がいのある人を対象に支給している補装具費について、継続して支給します。
5	家族に対する支援	訪問により、在宅療養やサービス利用についての相談や指導を行います。
6	除雪の支援	障がいがあるなどで除雪が困難で協力者の確保ができない人を対象に、玄関から公道までの通路を町が指定する事業者が除雪し、その費用の一部を助成することで在宅福祉の向上を図ります。

2) 住まいの確保（居住環境の整備・改善）

No.	施策	取組の内容
1	居住系サービスの充実	障害福祉計画に基づき、グループホームにおいて、障がいのある人の夜間や休日の援助や介護等を行います。 施設入所者には介護等を行います。
2	施設サービスの利用支援	施設入所時の相談やその後の連絡等について、施設と連携しながらきめ細かに対応します。
3	公営住宅等の整備	町営住宅の1階部分(6戸)をバリアフリー住宅として整備しました。 また、今後の建て替え事業についても、一階部分をバリアフリー化し、計画的な整備を促進します。
4	バリアフリー化の促進	「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、公共機関等のバリアフリー化を進めるとともに、住環境全体のバリアフリー化を促進するため、建て主等への働きかけを行います。
5	住宅改善に関する支援	障がいのある人やその家族等からの住宅改修等の相談に対して、保健、福祉、医療が連携し、対応の充実に努めます。

3) 地域生活の安心・安全の確保

No.	施策	取組の内容
1	声かけサービスの実施	民生委員・児童委員、町内会、民間事業所等と連携し、安否確認できる体制の確立を目指します。
2	福祉のまちづくりの推進	「北海道福祉のまちづくり条例」などに基づき、障がいのある人をはじめ、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するため、公共施設や公園、道路などを整備していきます。 また、店舗・民間施設のバリアフリー化に対して、民間に対する働きかけを行います。
3	ユニバーサルデザインの推進	障がいのある人だけでなく、だれもが安全に安心して利用できるよう、施設や設備等についてユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。

4) 防災・防犯対策の推進

No.	施策	取組の内容
1	災害時要援護者対策の推進	現在、策定中の「八雲町防災計画」に基づき避難行動要支援者避難支援プラン（当面の間、平成25年3月作成の「災害時要援護者避難支援プラン」を「避難行動要支援者避難支援プラン」として取り扱う。）の周知を図るとともに、町内会、民生委員等と連携しながら、「個別支援計画」の作成を進めます。
2	避難体制等の確立	消防等と連携して自主防災組織の役割や重要性を周知啓発し、地域での組織化と活動推進に努めます。 また、防災訓練は、障がいのある人が参加できる防災訓練計画を立て、実施します。
3	通信連絡体制の充実	病弱な一人暮らしの高齢者等に緊急通報用電話機を設置し、急病や災害等の事態に迅速に対応できる救援体制をとっていますが、今後とも必要なケースへの対応に努めます。 八雲地域の防災無線の整備については、平成27年度に整備し、28年度から運用開始予定です。 救急医療情報キットの導入については、平成22年度から「やくも安心キット」を導入しています。
4	防犯対策の充実	町内会や防犯組織等、関係機関が連携した防犯活動を促進し、広報紙や地域安全ニュース、交番便りなどの広報活動の充実と自主防犯パトロール隊の自主活動を促進します。 また、障がい者等に対して犯罪や悪徳商法などに巻き込まれないための知識の普及に努めます。

(3) 保健・医療の充実

【現状と課題】

生涯を通じ、障がいの原因となる疾病等の予防や治療に加え、障がいのある人に対する適切な保健・医療サービス（障がいを軽減するリハビリテーション）の充実が求められています。

精神障がいのある人においては社会的入院の解消や地域移行への取組を進めるとともに、退院後の地域生活の支援が必要です。

難病患者やいまだ診断がつかず悩んでいる方々には、難病相談や保健医療サービス等に関する情報提供が必要です。

児童や思春期の心の問題や、青年期から成人老年期におけるうつ病をはじめとする精神疾患に対する知識や理解を深める活動も必要です。

近年全国的に対策が求められている自殺予防についても、地域全体に普及することが必要です。

さらに、交通事故等による高次脳機能障がいのある人に対する理解と支援が必要です。

八雲町では妊娠期から乳幼児期の定期健診の充実に努め、必要に応じて、より専門性の高い機関との連携により、あらゆる障がいの早期対応に努めています。

平成 26 年度からは「はっぴい♪街なか保健室」を実施し、町民全般を対象とした健康相談や健康講話のほか、高齢者や障がいのある人も安心して元気に暮らすことができるように介護相談・権利擁護相談や参加者同士が会話を楽しむことができる場の提供を行っています。

1) 予防対策の充実

No.	施策	取組の内容
1	母子保健活動の推進	妊産婦や新生児・未熟児等に対して、障がいの原因となる疾病等を予防し、健康の保持増進を図るために、家庭訪問等の個別指導による保健指導を行います。 幼児期については、疾病や異常の早期発見の機会として健康診査を充実し、必要に応じて保健指導に結び付けていきます。
2	思春期の心の問題への対応	思春期保健の普及啓発について、関係者と連携を強化し、保健師などによる心と身体について健康教育を行います。
3	中高年の予防対策の充実	生涯を通じた健康づくりを推進するため、八雲町健康増進計画に基づき、栄養や食生活、運動、休養などの生活習慣を改善し、生活の質の向上を目指した普及・啓発を行うとともに、生活習慣病の予防や健康づくりを推進します。

2) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

No.	施策	取組の内容
1	保健活動・リハビリテーション体制の充実	身体機能低下や認知がみられる在宅療養者を訪問し、生活機能評価や活動指導を行う「生活行為訪問」を進めていきます。
2	医療・地域ケアの充実	急性期治療後のリハビリテーションから地域リハビリテーションまで切れ目のない一貫した体制の確保を図れるよう、関係機関と協議し、地域ケアの地盤づくりを進めていきます。
3	医療給付等の充実	公費負担医療制度の適正な運営を図るなど、医療が必要な障がいのある人が安心して適切な医療が受けられるよう各種給付制度の活用について情報提供していきます。 なお、障害者総合支援法に基づき、障がいを除去、軽減するために必要な更正医療や育成医療の給付を行います。 また、未熟児で医師が入院養育を必要と認めた方に対する必要な医療給付である養育医療の給付を行います。

3) 精神保健活動の充実

No.	施策	取組の内容
1	社会復帰への支援	精神・知的障がいのある人の地域生活を支援するため、「ふれあい教室」（八雲地域）や「ほっとしよう会」（熊石地域）を実施します。 また、精神障がいのある人等が地域で安心して生活できる環境の整備を図ります。
2	当事者や家族への支援	精神障がい者家族会「八雲ひまわり会」や認知症家族の会〔「リフレッシュクラブ」（八雲地域）や「いがぐりの会」（熊石地域）〕の活動を支援します。 精神障がいの当事者の会、わっぱの会、太陽の会等、自主的活動組織として交流を図っていますが、今後はピアカウンセリングに係る学習等を通じ、活動を支援していきます。

4) 発達障がいや難病患者等への支援

No.	施策	取組の内容
1	発達障がいのある人への支援	支援が必要な人からの相談に対し適切な支援を行います。
2	高次脳機能障がいのある人への支援	脳外傷友の会コロポックルが中心となって実施している相談会を支援します。
3	難病患者への支援	平成25年4月に施行された障害者総合支援法で、障がい者の範囲に難病等の方々が増えました。必要な障害福祉サービスの提供とあわせて、相談支援等も行い、地域生活を支援します。

4-2 自立と社会参加の促進

(1) 教育・療育の充実（学ぶ）

【現状と課題】

障がいのある子どもに対しては、できるだけ早期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があり、そのため身近な地域で、必要な療育や相談・指導を行う支援体制の充実が求められています。

また、障がいの重複化、多様化も進んでいることから、関係機関との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行をより一層促進し、障がい特性に配慮した教育の充実を図るなど、障がいのある子どもの発達の支援に努める必要があります。

八雲町では、平成24年度に八雲町子ども発達支援センターを開設し、障がい児や家族に対し、コーディネーターが関係機関と連携しながら支援を行なっています。また、平成26年度からは、「育ちと学びの応援ファイル カラフル」（療育カルテ）を作成し活用を奨励しています。

特別支援教育については、通常級に在籍する特別な支援を要する児童生徒が増加しており、また、特別支援学級に在籍し、普通高校を目指す生徒も増え、個々のニーズに合った教育を現状の教員数で対応することが困難な状況にあります。このようなことから、町内各学校に特別支援教育支援員配置についての実態調査を行い、実態に合った配置を検討します。

今後も、障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらに学齢への円滑な移行、学校教育など、年齢に応じ、地域で一貫して取り組む体制の充実を図ります。



1) 療育・発達支援体制の充実

No.	施策	取組の内容
1	障がい児療育の充実 (障がい児発達支援)	<p>発達の遅れや障がいのある子どもの成長にそった支援ができるよう、平成 24 年度に開設した八雲町子ども発達支援センターのコーディネーターが子どもとその家族に対し、関係機関と連携しながら支援を行います。</p> <p>また、平成 26 年度からは、「育ちと学びの応援ファイル カラフル」(療育カルテ)を作成し活用を奨励しています。</p> <p>健診時などに療育が必要と思われる子どもを早期に発見し、療育の利用へつなげます。</p> <p>函館児童相談所による障がいの判定や相談等、障がいに関わる巡回相談を行います。</p> <p>「いたずらっ子の会」では、おしま地域療育センターの専門員派遣により、療育の必要な子ども、又は必要と思われる子どもの保護者、保育士、指導員へ専門的指導・助言を実施します。</p>
2	地域療育体制の充実	<p>子ども発達支援センターを平成 24 年 4 月に開設し、療育が必要な児童とその保護者に対し、18 歳(又は 20 歳)まで一貫した相談支援、情報提供、コーディネーターによる関係機関との連携、調整を実施しています。</p> <p>「親の会」については、障がい児をもつ保護者同士の交流や情報交換等の自主活動も実施しており、今後も「親の会」の活動を支援していきます。</p>

2) 障がいのある子どもの地域生活・家庭支援

No.	施策	取組の内容
1	地域子育て支援センター事業の推進	一般開放、子育てに関する相談・情報提供を継続実施するとともに、なかよし広場などで地域へ出向き、子育てに関わる情報提供を行います。
2	障がい児保育の実施	保育所での障がい児保育の充実に努めます。

3) 障がい児教育の充実

No.	施策	取組の内容
1	特別支援教育の充実	<p>特別支援教育支援員を配置し、通常学級に在籍し、生活上の介助や学習指導上の支援・助言・補助を必要とする児童生徒に対し、担当教師との連携の下、適切な教育を支援します。</p> <p>なお、支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、特別支援教育支援員の適正配置等について検討していきます。</p> <p>就学指導については、障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況その他の事情を勘案し、総合的な観点から就学先を決定します。</p>
2	交流及び共同学習の充実	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が体験的な学習を通して互いに理解を深める交流及び共同学習を一層推進します。
3	就学等の支援	個々のニーズも変化してきている中であって、本人や保護者等に対し、十分情報を提供しつつ、その意向を尊重し、対象児童生徒へ個別に進路指導・支援を行います。

第4章 施策の展開

No.	施 策	取組の内容
4	障がい児の教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業 ● 渡島教育局管内専門家チーム巡回相談 <p>各学校からの要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の教育に関わる相談等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北海道立特別支援教育センター巡回教育相談 ● 八雲町就学指導委員会教育相談 <p>保護者、幼稚園、保育園、各学校からの希望に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の教育に関わる相談等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 5歳児健診での早期教育 <p>本人・保護者と面談し、小学校就学へ向けて早期の段階で教育相談等を行うことにより、就学する段階で、特別支援教育に対応した学校体制をつくります。</p>



(2) 雇用・就労の推進（働く）

【現状と課題】

障がいのある人が地域で生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた働く場、活動の場が身近なところにあることが条件となります。

障がいのある人の一般雇用は厳しい状況にあります。民間事業者には障がい者雇用に関する制度などの周知に努め、さらにハローワーク等の関係機関との連携により、雇用の拡大を目指していく必要があります。

障がい者に対するアンケートによると、何もしないで過ごすことより、何らかの形で働きたいと思っている人のほうが多いことがわかりました。

八雲町においては、就労継続支援B型事業所「共生サロン八雲シンフォニー」が平成23年4月1日、町内に初めて開設されました。

八雲町共生型基盤整備事業計画に基づき、障害福祉サービス事業所（就労B）とあわせて、障がい者だけでなく子どもや高齢者にも一体的にサービスを提供する共生型事業として、喫茶・共生サロンを併設しています。

1) 日中活動の場の確保

No.	施策	取組の内容
1	福祉的就労の場の整備・充実	平成23年4月1日、就労継続支援B型事業所が町内に初めて開設されました。 一般就労が困難な障がいのある人に対して、「就労継続支援事業B型（非雇用型）」等の利用を通じて、就労の機会や生産活動の場を提供していきます。
2	地域活動支援センター活動の充実	八雲町には、地域活動支援センターとしてかつら共同作業所があります。 今後は、障がい者の地域生活における様々なニーズに幅広く柔軟に対応できる体制の整備を促進します。

2) 雇用・就労の促進

No.	施策	取組の内容
1	一般就労への移行支援	障害者総合支援法に基づく「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業A型（雇用型）」等の利用を通じて、一般就労への移行が図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進していきます。
2	ハローワークとの連携	障がい者の地域生活支援のため、地域自立支援協議会に函館公共職業安定所八雲出張所長を委員として委嘱し連携を図ります。
3	障がい者雇用拡大	北海道高齢者・障害者雇用促進協会と連携し、事業主等の理解と職場環境の整備について、啓発・普及に努めます。 また、企業や関係団体等との情報交換・意見交換を今後も継続し、障がいのある人の雇用促進と就労機会の確保に向け取り組みます。

(3) 社会参加の促進（楽しむ）

【現状と課題】

「社会の一員として自立し成長できるまち」の理念を実現するためには、住民一人一人が人として尊重され、社会・経済・文化活動などあらゆる分野の社会活動において参加や利便が配慮されていることが重要となります。そのためには、コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援などのサービスの充実が求められます。

また、障がいのある人に配慮したスポーツやレクリエーション等のイベントの実施、障がいのある人の作品の展示機会の創出など、社会活動参加の機会拡大のための支援なども必要となります。

障がい者に対するアンケートでは、「障がいが重いこと」のほかに「外出手段がない」から外出できない様子もわかりました。

また、今後参加したい活動として、訓練等や旅行の他では、「趣味のサークル」や「地域行事等への参加」希望もありました。

社会参加は強制されるべきものではありませんが、参加したいのに参加できない障壁があるとすれば、取り除く努力をしなければなりません。

障がいのある人自らの選択と決定により、地域において、参加できる様々な場を増やすとともに、自ら進んで活躍でき、参加しやすい環境の整備を促進します。

1) 移動・コミュニケーションに関する支援

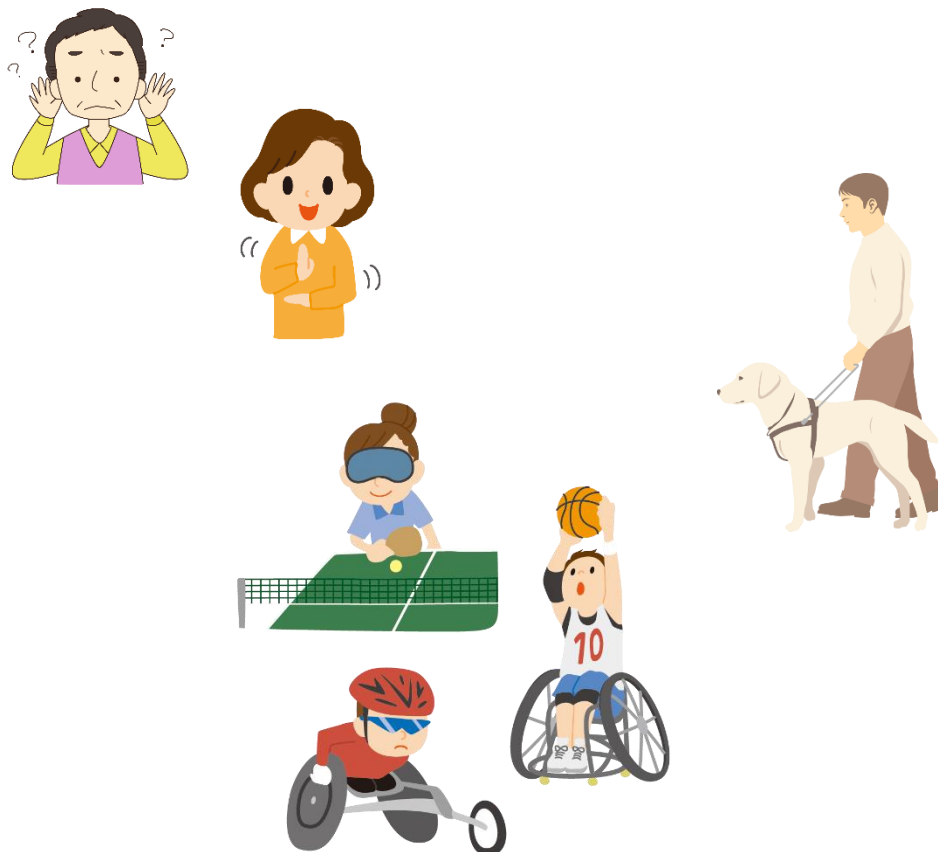
No.	施策	取組の内容
1	福祉タクシー料金の助成	身体に障がいのある人等が社会参加や日常生活でタクシーを容易に利用できるよう、料金の一部を助成します。
2	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出のための支援を行うことで地域での自立生活と社会参加の促進に寄与します。また、冬期の移動を確保するため、町道、歩道等の除排雪を推進します。
3	補助犬の普及	補助犬についての情報提供や相談等への対応を充実します。
4	手話通訳者の育成と利用促進	広報紙を通じて手話通訳者やその希望者を募集するとともに、希望者については手話通訳者として育成し、手話通訳サービスの利用促進を図ります。
5	朗読者の育成と利用促進	視覚障がいのある人へのサービスの一つとして、広報紙や図書の録音版の作製を行うとともに、朗読ボランティア育成に積極的に取り組みます。
6	FAX・電子メールの活用促進	聴覚障がいのある人など、障がいに応じたコミュニケーション手段を活用し、コミュニケーションの確保に努めます。

2) スポーツ・文化活動等の振興

No.	施策	取組の内容
1	障がいのある人のスポーツの促進	総合体育館や温水プール等のバリアフリー化された体育施設を利用し、障がい者にもやさしいリハビリ教室等を他機関と連携し開催します。
2	レクリエーション活動・文化活動の促進	障がいの有無に関わらず、「いつでも どこでも だれでも生涯学習」の観点から、イベントや各種講座への参加促進に努めます。
3	生涯学習機会の確保	生涯学習推進の観点から、だれもが参加できる講座を開催します。また、実施に当たっては、障がいのある人に講師を依頼するなどの取組を行います。

3) 社会参加の促進

No.	施策	取組の内容
1	ボランティアの育成と活動促進	ボランティア活動の核である社会福祉協議会ボランティアセンターが実施する各種活動を支援するとともに、互いに助けあい支えあって、住み慣れた地域で安全に安心して暮らし、共に生きる町をつくりあげるため、関係機関・団体等と連携しながら、ボランティアやNPOの育成と組織化に取り組み、主体的活動の促進に努めます。
2	社会福祉協議会活動への支援	社会福祉協議会の事業の周知を図り、運営費補助など協議会活動を支援します。
3	地域活動への障がいのある人の参加促進	障がい者団体等を通じて町外の行事などの情報を提供し、参加促進に努めます。また、地域の祭りや町内会等の行事に障がいのある人が参加できるよう、主催者への啓発・研修を行います。



4-3 共に支え合うまちづくりへの支援

(1) 権利擁護の推進

【現状と課題】

障害者基本法の改正では、障がい者の定義を、障がい（機能障がい）のみでとらえるのではなく、社会的障壁（日常生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）という社会との関係性においてとらえることとなりました。

また、同法の第4条で、障がい者の差別を禁止しており、相手に過度の負担を課すものでないときは、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされなければならないことが明記されました。差別のない社会の構築に一層取り組んでいかななくてはなりません。

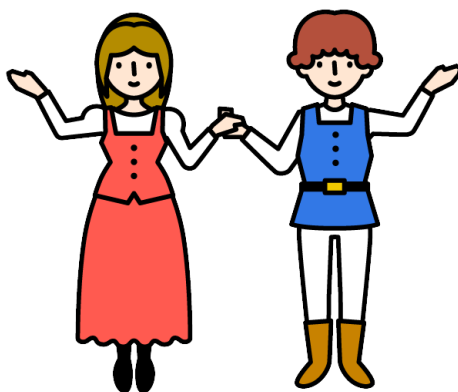
障がいのある人の中には、判断能力が不十分であることや意思表示が困難なことから、人権や財産の侵害を受けることがあります。このような障がい者の権利を守るための制度及び事業の周知を図る必要があります。

障害者総合支援法において、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力の不十分な人々を保護し支援する制度である成年後見制度利用支援事業は必須事業となっています。

相談支援の役割として、虐待の防止及び早期発見のために必要な支援を行うとともに、成年後見制度の利用促進等に努めていく必要があります。

さらに、障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待について、相談や通報の受理から介入、解決に至るまでの一連のプロセスへの具体的対応が求められています。

障がいのある人にとっての社会的障壁についての理解を深め、社会的障壁の除去のための必要かつ合理的配慮について普及を図りながら、差別のない社会の構築に一層取り組んでいきます。



1) 権利擁護の推進

No.	施策	取組の内容
1	人権意識の高揚	関係機関や人権擁護委員等と連携し、広報紙やホームページを活用した広報啓発を行います。また、人権擁護委員による相談活動を支援します。 また、児童生徒の福祉教育等とあわせ人権を尊重する心を育む人権教育を行います
2	成年後見人制度等の普及促進	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の成年後見制度の利用の促進を図るため、成年後見制度の利用促進に資する事業を実施するとともに、市民後見人等の育成に努めます。
3	投票方法の充実	選挙に関する情報提供に努めるとともに代理投票、郵便投票、点字投票等の制度の利用を促進します。
4	まちづくり参加の推進	各計画の策定の際、意見交換会やアンケートの実施等、障がいのある人の意見をまちづくりに反映させる機会を設けていますが、今後も継続して行うとともに、八雲町自治基本条例に基づくまちづくりへの参加を促進します。
5	サービス評価の実施促進等	サービス事業者によるサービス評価の実施を促進するとともに、北海道社会福祉協議会の運営適正化委員会など苦情解決のための相談機関等の周知に努めます。

2) 差別及び虐待防止のための取組

No.	施策	取組の内容
1	虐待防止のための取組	虐待の予防や早期発見、保護などを行う体制を整えるとともに、適切なアセスメントや支援ができる職員を育成します。
2	男女共同参画の促進	家庭、学校、地域、職場等での男女平等意識の高揚と様々な場面で男女共同参画を促進します。
3	仕事と家庭生活の両立支援	仕事と子育てや高齢者、障がいのある人等の介護・看護等の両立に向け、関係機関・団体等と連携した支援を行います。

(2) 共に支えあうまちづくり

【現状と課題】

障がいのある人を特別視する「意識上の障壁」を取り除くには、幼いときからのふれあいの体験を重ねること、世代間のふれあい・交流を図るとともに、高齢者や障がい者に関する理解の促進、多世代の持つ知識・経験の伝承と活用を図ることを視野に入れ、現在の福祉教育・福祉学習の一層の充実を図る必要があります。

八雲町においては、障がいに関する理解を深めるための研修・啓発事業や広報紙・ホームページを活用した広報啓発等により、徐々に障がいへの理解が深まってきていると思われませんが、障がい者に対するアンケート結果からもわかるように、偏見や差別意識の完全な解消には至っていないのが現状です。

障害者基本法に明記された「必要かつ合理的配慮」について考えるとき、まず、障がいのある人を取り巻く状況、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を持つことが不可欠です。

「共に生きる社会」の実現を目指し、障がいのある人にとって優しい社会はだれもが暮らしやすい社会であることを認識し、広報紙の活用などあらゆる交流の機会を通して、障がい特性や障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

1) 理解と交流の促進

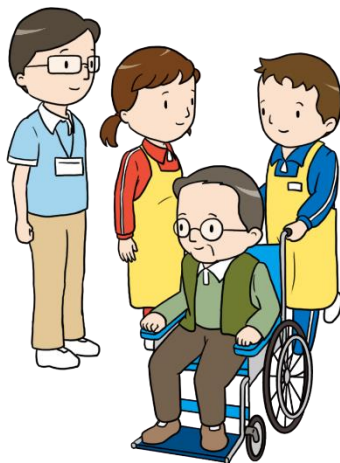
No.	施策	取組の内容
1	「障害者週間」の周知啓発	障害者週間（毎年12月3～9日）について、広報紙やホームページを活用した広報啓発、ポスター掲示等を行います。
2	多様な機会による啓発	広報紙やホームページを活用し、「ノーマライゼーション」や「共生社会」についての周知啓発等を行います。

2) 福祉教育・福祉学習の推進

No.	施策	取組の内容
1	学校教育における福祉教育の充実	お互いを正しく理解し、共に助けあい支えあって生きていくことの大切さを学び、豊かな人間性を育む教育を行います。
2	生涯学習における福祉教育の充実	ノーマライゼーション、共生社会、男女共同参画、仕事と生活の調和、地域福祉等に関わる学習・交流・体験機会等の拡充に努めるとともに、障がいのあるなしに関わらず、「いつでも どこでも だれでも生涯学習」を推進します。

3) 地域における福祉活動の推進

No.	施策	取組の内容
1	交流機会の推進	渡島身体障害者福祉大会開催時のスポーツ大会に八雲町としても参加、交流しており、この交流を今後も継続します。 また、リハビリ教室（社会復帰学級）の中で、障がいのある人（3障がい）とボランティア、リハビリをする人などとの日常的交流を推進します。
2	地域での交流の促進	地域の祭りや町内会等の行事に障がいのある人が参加できるよう、主催者への啓発に努めます。 ボランティアで行っている各種事業を通じて、障がいのある人との交流を推進します。



第5章 計画の推進に当たって

5-1 計画の推進体制

(1) 関連事業との一体的推進

計画は、保健、医療、福祉、労政、教育、住民自治、生活環境、まちづくり等広範にわたります。そのためまず役場内の推進体制を確立すべく、地域福祉や男女共同参画、共生社会づくり、生涯学習等の事業と連動し、一体的な取組を進めます。

(2) サービス供給体制の整備

各種サービスの量的増大と専門化、高度化はその実施に多額の経費と人材を要し、サービス供給のすべてを町で実施することは至難です。このため、基礎的需要については行政の計画的な対応を基本とし、企業、関係団体等とともに相互の主体性を尊重しながら連携し、運営の効率化とサービスの充実に努めます。

また、元気で健康な高齢者が自由な時間を活用して障がい者福祉の分野で活動できるよう条件整備を行っていくとともに、NPO等新しい公共の担い手育成を進めます。

(3) ネットワークシステムの整備

ノーマライゼーション、地域福祉社会、共生社会は、プライバシーの保護やセキュリティ対策などに対する十分な配慮の下、生活全般に関わる情報を総合的に提供していくことが必要です。

このため情報通信体制の整備を進めるとともに、既存組織・団体等のネットワーク形成（安心ほっとネットや事業所間ネットワークなど）に取り組みます。

(4) 町民参加の促進

町民一人一人が障がいへの理解や認識を深め、日頃からあたたかな思いやりの心を育み、助け合いと支え合いがある町をつくりあげることが大切です。

そのためには、だれもが社会の一員としてボランティア活動や地域活動に積極的に参加し、地域で障がいのある人のニーズ等の把握に努め、見守り、心遣い、交流を自主的に行うことが求められます。したがって今後とも、町民だれもがまちづくりや生涯学習、ボランティア等の活動に参加できるよう条件を整備します。

參考資料

資料-1 第3次八雲町障害者計画策定経過

■八雲町地域自立支援協議会開催状況

●平成25年度

平成25年 6月24日	第1回八雲町地域自立支援協議会（公開）
9月18日	第2回八雲町地域自立支援協議会（公開）
平成26年 2月20日	第3回八雲町地域自立支援協議会（公開）

●平成26年度

平成26年 6月25日	第1回八雲町地域自立支援協議会（公開）
10月 7日	第2回八雲町地域自立支援協議会（公開）
11月 4日	第3回八雲町地域自立支援協議会（非公開）
平成27年 1月 9日	第4回八雲町地域自立支援協議会（公開）

資料-2 八雲町地域自立支援協議会委員名簿

八雲町地域自立支援協議会委員名簿

（敬称略）

任期 自：平成25年4月 1日

至：平成27年3月31日

所属機関団体名	所属機関団体 役 職 名	氏 名	備 考
八雲町町内会等連絡協議会	会 長	長 江 隆 一	
八雲町民生委員協議会	会 長	能 代 常 男	委員長
八雲町社会福祉協議会	理 事	小 西 寿 美 子	副委員長
八雲町身体障害者福祉協会	副 会 長	小 林 三 夫	
熊石身体障害者福祉協会	会 長	桂 川 モ モ 子	
手をつなぐ育成会	会 長	矢羽羽 京 子	
北海道八雲養護学校	教 諭	愛 澤 文 祥	
国立病院機構八雲病院	理学療法室長	三 浦 利 彦	
函館公共職業安定所八雲出張所	所 長	富 田 巧 市	
八 雲 商 工 会	事 務 局 長	宮 古 金 四 郎	
八 雲 総 合 病 院	精神保健福祉士	松 田 す み れ	
子ども発達支援センター	係 長	松 本 忍	
地域包括支援センター	社 会 福 祉 士	谷 口 健 一	
一 般 公 募	障がい者受入企業	中 山 昌 弘	
一 般 公 募	障がい者家族	工 藤 賢 一	

資料-3 八雲町地域自立支援協議会設置要綱

八雲町地域自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 6 月 1 日制定

(設 置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の基本指針に基づき、八雲町障害福祉計画(以下「計画」という。)の進行管理を行うとともに、障がいのある人の地域生活支援に関することについて協議するため、八雲町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(事 務 局)

第 2 条 協議会の事務局は、八雲町保健福祉課内に置く。

(事 業)

第 3 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の進捗状況の評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の障害福祉に係る相談支援ネットワークの構築に関すること。
- (4) その他この協議会の目的達成のため必要な事項。

(組 織)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱した者をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健関係者
- (3) 障がい者団体の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 障害福祉に熱意のある団体の会員及び個人で、町長が委嘱する者

2 委員の任期は、2 年とする。但し、初回の任期は平成 19 年 7 月 25 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会は、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員からの委任による代理出席は、本人とみなすものとする。

参考資料

- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、委員長の決するところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月25日から施行する。
- 2 この要綱の制定後の最初の協議会の招集は、第6条の規定にかかわらず、町長がこれを招集する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

資料-4 第2次八雲町障害者計画実施状況等総括表

実施状況と今後の取組状況については、該当する「ア、イ、ウ、エ、オ」の欄に網かけしています。

1. 心と情報のバリアフリーの促進

(1) 心のバリアフリーの促進

基本施策	施策	実施状況と今後の取組					実施主体
		ア 充実	イ 継続	ウ 縮小	エ 廃止	オ 検討	
1 広報啓発活動の充実	1 「障害者週間」の周知啓発	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	2 人権意識の高揚	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	3 ノーマライゼーションの考え方の普及	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	4 「共生社会」の周知啓発	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	5 男女共同参画の促進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	6 仕事と家庭生活の調和の実現	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
2 生涯学習としての福祉教育・学習の充実	1 学校教育での障がいに関する理解の促進	ア	イ	ウ	エ	オ	学校教育課
	2 福祉の視点での生涯学習の推進	ア	イ	ウ	エ	オ	社会教育課
	3 各種事業を通じた交流の推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	4 地域での交流の促進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
3 地域福祉活動の促進	1 ボランティアの育成と活動促進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課 住民生活課

(2) 情報・コミュニケーションの促進

基本施策	施策	実施状況と今後の取組					実施主体
		ア 充実	イ 継続	ウ 縮小	エ 廃止	オ 検討	
1 情報バリアフリーの促進	1 ICT(情報通信技術)の利用促進	ア	イ	ウ	エ	オ	情報政策室 社会教育課
	2 視覚障害者等情報支援のための基盤整備	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	3 点字・朗読による情報提供の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	4 窓口対応の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	5 情報提供の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
2 コミュニケーションの推進	1 手話通訳者の育成と利用促進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	2 朗読者の育成と利用促進	ア	イ	ウ	エ	オ	図書館
	3 FAX・電子メールの活用促進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課

2. 安全で安心な生活環境づくり

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

基本施策	施策	実施状況と今後の取組					実施主体
		ア 充実	イ 継続	ウ 縮小	エ 廃止	オ 検討	
1 住まいの整備	1 住宅整備資金助成事業の普及	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	2 民間賃貸住宅のバリアフリー促進	ア	イ	ウ	エ	オ	建設課
	3 公営住宅等の整備	ア	イ	ウ	エ	オ	建設課
	4 日常生活用具の利用促進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	5 リフォーム相談等への対応	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	6 除排雪の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課
2 安全・安心・便利なまちづくり	1 福祉でまちづくりの推進	ア	イ	ウ	エ	オ	建設課
	2 ユニバーサルデザインの推進	ア	イ	ウ	エ	オ	建設課
	3 歩行空間のバリアフリー化	ア	イ	ウ	エ	オ	建設課
	4 店舗・民間施設のバリアフリー促進	ア	イ	ウ	エ	オ	建設課
	5 案内表示の整備	ア	イ	ウ	エ	オ	建設課
3 移動手段・交通対策の充実	1 福祉タクシー料金の助成	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	2 外出支援サービスの仕組みの検討	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	3 各種助成制度の利用促進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	4 補助犬の普及	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	5 冬期の移動の確保	ア	イ	ウ	エ	オ	建設課
4 防災・防犯対策の充実	1 災害時要援護者対策の推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課 住民生活課 総務課
	2 避難体制等の確立	ア	イ	ウ	エ	オ	総務課
	3 通信連絡体制の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課 総務課
	4 防犯対策の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課 住民生活課 総務課

3. いきいき健康生活への支援

(1) 総合相談体制の確立

基本施策	施策	実施状況と今後の取組					実施主体
		ア 充実	イ 継続	ウ 縮小	エ 廃止	オ 検討	
1 相談・情報提供体制の充実	1 相談体制の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	2 広報活動の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
2 障がい者ケアマネジメント体制の充実	1 ケアマネジメント体制の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	2 道、保健所との連携強化	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
3 権利擁護の推進	1 成年後見人制度等の普及促進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	2 投票方法の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	選挙管理委員会
	3 まちづくり参加の推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	4 サービス評価の実施促進等	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
4 ピアカウンセリングの推進	1 ピアカウンセリングの推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課

(2) 自立した生活に向けての支援の充実

基本施策	施策	実施状況と今後の取組					実施主体
		ア 充実	イ 継続	ウ 縮小	エ 廃止	オ 検討	
1 在宅サービス等の推進	1 ホームヘルプサービスの推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	2 ホームヘルパーの養成と研修の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	3 デイサービスの推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	4 精神障がい者の地域生活支援	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	5 ショートステイの充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	6 小規模作業所等に対する支援	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	7 ガイドヘルプ制度の実施	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	8 声かけサービスの実施	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	9 福祉用具の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	10 家族に対する支援	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	11 日中活動事業の推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	12 地域生活支援事業の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課

基本施策	施策	実施状況と今後の取組					実施主体		
		ア 充実	イ 継続	ウ 縮小	エ 廃止	オ 検討			
2	施設サービスの利用支援	1	居住系サービスの推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
		2	施設サービスの利用支援	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
3	生活安定のための支援	1	既存制度の利用促進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
4	新しい公共の担い手の育成	1	ボランティアの育成と活動促進(再掲)	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課 住民生活課
5	専門職等人材の活用推進	1	専門職等人材の活用推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課

(3) 保健・医療の充実

基本施策	施策	実施状況と今後の取組					実施主体		
		ア 充実	イ 継続	ウ 縮小	エ 廃止	オ 検討			
1	予防対策の充実	1	母子保健活動の推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
		2	地域子育て支援センター事業の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	住民生活課
		3	思春期からのメンタルヘルスに対する相談支援体制の確立	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
		4	中高年期の予防対策の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
2	医療体制の充実	1	保健活動・リハビリテーション体制の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
		2	医療体制の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
		3	在宅ケアの強化	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
		4	地域医療の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
		5	医療費の給付等の推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課 住民生活課
3	精神保健活動の充実	1	精神保健福祉に関する啓発活動の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課 住民生活課
		2	相談支援体制の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健所
		3	社会復帰への支援	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
		4	精神保健活動の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
4	障がいのある人への支援	1	発達障がいのある人への支援	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課 住民生活課
		2	高次脳機能障がいのある人への支援	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
		3	難病患者への支援	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課 保健所
		4	啓発活動の推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課

4. 自立した充実人生を送る環境づくり

(1) 教育と療育の充実

基本施策	施策	実施状況と今後の取組					実施主体
		ア 充実	イ 継続	ウ 縮小	エ 廃止	オ 検討	
1 早期療育の充実	1 障がい児療育の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課 住民生活課
	2 地域療育体制の充実 (発達支援センターの 開設)	ア	イ	ウ	エ	オ	住民生活課
	3 八雲町次世代育成支援 行動計画の実施	ア	イ	ウ	エ	オ	住民生活課
2 障がい児保育と教育の充実	1 障がい児の保育の推進	ア	イ	ウ	エ	オ	住民生活課
	2 特別支援教育等の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	学校教育課
	3 交流教育や福祉教育の 推進	ア	イ	ウ	エ	オ	学校教育課
	4 就職教育等の支援	ア	イ	ウ	エ	オ	学校教育課
	5 障がい児の教育相談の 充実	ア	イ	ウ	エ	オ	学校教育課 渡島教育局

(2) 働く環境づくり

基本施策	施策	実施状況と今後の取組					実施主体
		ア 充実	イ 継続	ウ 縮小	エ 廃止	オ 検討	
1 雇用と就労の促進	1 雇用と就労の促進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課 総務課 商工観光労政課
	2 障がい者起業の促進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
2 福祉的就労の場の確保	1 新たな就労支援に関する 事業の推進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	2 地域活動支援センター 活動の充実	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	3 関係施設との連携	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課
	4 社会復帰施設の整備	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課

(3) スポーツ・文化活動等の促進

基本施策	施策	実施状況と今後の取組					実施主体
		ア 充実	イ 継続	ウ 縮小	エ 廃止	オ 検討	
1 スポーツ・文化活動等の活発化	1 障がいのある人のスポ ーツの推進	ア	イ	ウ	エ	オ	体育課
	2 レクリエーション活動の 促進	ア	イ	ウ	エ	オ	社会教育課
	3 文化活動の促進	ア	イ	ウ	エ	オ	社会教育課
	4 生涯学習機会の確保	ア	イ	ウ	エ	オ	社会教育課
2 社会参加の促進	1 ボランティアの育成と活 動促進	ア	イ	ウ	エ	オ	住民生活課
	2 社会福祉協議会活動の 支援	ア	イ	ウ	エ	オ	住民生活課
	3 地区活動等への障がい のある人の参加促進	ア	イ	ウ	エ	オ	保健福祉課 住民サービス課

資料-5 用語解説

ア行

IT (34P)

ITとはInformation Technologyの略である。Information Technology(インフォメーション・テクノロジー)とは、一般に情報技術と訳される。

情報を取得、加工、保存、伝送するための科学技術。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用したコンピュータなどの機械や器具、及び、その内部で動作するコンピュータプログラム(ソフトウェア)を用いて情報を扱う技術のこと。

育成医療 (39P)

身体障がい児の早期発見、早期治療を行い障がいの改善や防止を目的とする医療。

一般就労 (43P)

民間企業等で雇用関係に基づき働くこと。

NPO (16, 45, 50P)

Non Profit Organization。民間非営利組織。平成10年(1998年)12月に特定非営利活動促進法(通称NPO法)が施行。所管庁が法人格の認証を与える。保健・医療・福祉の増進、社会教育の推進、文化・芸術・スポーツの振興等12分野での住民の自発的で非営利な活動団体。

カ行

救急医療情報キット (37P)

かかりつけ医や服薬内容などの医療情報を入れた容器のこと。容器には、持病などの医療情報、健康保険証や診察券の写し、本人の写真、薬剤情報提供書など、治療に必要な情報となる資料を入れておく。原則として一般家庭にある冷蔵庫に保管することで、救急隊員が見つけやすいようにする。

共生社会 (2, 31, 48, 50P)

多様な人びとが、文化や慣習、生活習慣、価値観等の違いを認めあい、共に尊重しあって生活できる社会のこと。人間同士だけでなく人間と自然・生物とが共存共栄した社会も共生社会という。

ケアマネジメント (33, 35P)

障がい者の地域生活を支援するため、一人一人の心身の状況や家族状況、本人や家族の意見を踏まえたうえで各種サービスを適切に組み合わせ、計画的にサービスを提供するための調整。保健・医療・福祉のほか教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源(社会福祉施設、医療施設、ボランティア、企業、行政、地域の団体等)を結びつけるための調整を行う。

コーディネーター (40, 41P)

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる人。また、そういう職業。

合理的配慮 (3, 30, 46, 48P)

障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

サ行

災害時要援護者 (37P)

災害時、避難するまでに支援が必要な高齢者や障がい者、乳幼児、妊婦、外国人などの人をいう。新潟県三条市を中心に、死者15人を数えた平成16年(2004年)7月13日の水害で多くの高齢者が犠牲となった反省から対策の検討が始まり、国がガイドラインを作成した。市町村は要援護者一人一人の避難支援計画を作るよう求められている。

仕事と生活の調和（48P）

ワーク・ライフ・バランス。仕事と家庭の両立、勤労と家庭生活のバランスという意味で用いられる。

もともとは欧米の企業で先進的に取り入れられた。人々が仕事一辺倒ではなく、家庭のことや趣味、学習・訓練による技能・技術習得などにも重点を置き、自己実現をはかりながら豊かな生活を送れば、長期的には生産性も向上するという考え方。

日本では、平成 19 年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」が定められた。

思春期保健（38P）

心身の発達に重要な思春期（11、12 歳～16、17 歳頃まで）の保健。精神面では悩み相談など、身体面では性教育や性病予防、過食・拒食予防、正しい食習慣、喫煙・飲酒・薬物問題などを教育・指導する保健活動。

障害者週間（48P）

「障害者の日」（12 月 9 日）を含む週間で「障害者基本法」に規定されている。毎年 12 月 3 日から 9 日までが「障害者週間」。「障害者の日」は障害者問題について国民の理解と認識を深め、障がいのある人の福祉の増進をはかるため、昭和 56 年に政府の国際障害者年推進本部が定めた日、国連が昭和 50 年（1975 年）に「障害者の権利宣言」を採択した日である。

障害者自立支援法（1, 2, 30P）

「障害者基本法」の基本的理念に基づき、これまで障がいの種類別に異なっていた福祉サービスや公費負担医療等を統一することで、共通したサービスを提供し、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることをめざす制度。「障害者福祉サービス一元化」「障がいのある人がもっと働ける社会の構築」「地域の限られた社会資源を活用できるよう規制の緩和」「サービスの支給手続きと基準の透明化、明確化」「サービス費用の利用者 1 割負担

と国の費用負担の義務化」の 5 つを大きな柱とした。平成 18 年 4 月施行。平成 24 年 6 月に、障害者自立支援法に代わる新たな法として、障害者総合支援法が成立した。

障害者総合支援法（2, 19, 30, 39, 43P）

障害者基本法の改正や改革本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24 年 6 月に成立し、25 年 4 月から施行（一部、平成 26 年 4 月施行）された。

障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

障害者の権利に関する条約（2, 3P）

平成 18 年（2006 年）12 月に国連が採択。締約国は、差別をなくし、教育や雇用などあらゆる分野で障がい者に健常者と同じ権利を保障する義務を負う。

日本は平成 19 年（2007 年）9 月に署名し、平成 26 年（2014 年）年 1 月に批准した。

自立支援医療（11P）

「障害者総合支援法」に基づき、身体障がいを軽減又は除去するための医療（更生医療及び育成医療）及び精神疾患に対する継続的な治療（精神通院医療）を自立支援医療と位置づけ、その医療費の自己負担の一部又は全部を負担している。

セキュリティ（50P）

安全。保安。防犯。担保。

タ行

男女共同参画・男女共同参画社会（47, 48, 50P）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が平等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うこと、また担う社会。平成 8 年（1996 年）、総務省男女共同参画審議会が答申した女性政策の指針「男女共同参画ビジョン」の中で定義されている。

地域活動支援センター（16, 36, 43P）

障害者総合支援法に基づき、「地域生活支援事業」の一つとして実施。障がい者が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る施設。

地域ケア（39P）

障がい者や高齢者等が、住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉などの関係者や地域の各種団体、住民が連携し地域全体で支援していくこと。

特別支援教育（13, 40, 41, 42P）

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級においては、障がいの状態などに応じ、特別の教育課程や少人数の学級編成のもと、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障がいに配慮した施設・設備等を活用して指導が行われている。

特別支援教育支援員（13, 40, 41P）

小・中学校において校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師と連携の上、障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う。

ナ行

ノーマライゼーション（48, 50P）

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

ハ行

バリアフリー（32P）

障がい者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、もとは段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語。より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁を取り除くという意味でも用いられる。

ピアカウンセリング（39P）

障がい者が自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障がい者等の相談に応じ、問題解決のための助言を行うことをいう。当事者による援助活動。

福祉的就労（43P）

障がいなどの理由で一般就労できない人のために、働く場を提供する福祉のこと。こうした形で提供されている就労の場は、授産施設や福祉工場、作業所などと呼ばれる。

就労継続支援 B 型事業所等における就労なども福祉的就労であり、雇用契約などの労働関係法規の適用は受けない。

プロセス（process）（46P）

過程。工程。進行状態。

ヤ行**ユニバーサルデザイン (32P)**

ユニバーサルとは英語で「普遍的な、全ての」という意味。ユニバーサルデザインとは、製品、建物、環境、情報等を障がいの有無、年齢、性別等にかかわらずすべての人が利用しやすいようはじめから考えてデザインするという考え方。ヨーロッパではユニバーサルデザインとほぼ同じ概念で、デザイン・フォー・オール (design for all) という言葉が使われている。

ラ行**ライフステージ (30P)**

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

リハビリテーション (33, 38, 39P)

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

療育 (29, 32, 33, 40P)

医学的治療と教育、その他の科学を動員して障がいの早期発見、早期治療によりその障がいの治療・改善または軽減を図ることをいう。

第3次八雲町障害者計画（平成27年度～32年度）

発行日 平成27年3月

発行 北海道八雲町

編集 八雲町保健福祉課、熊石総合支所住民サービス課

〒049-3117

北海道二海郡八雲町栄町13番地1 シルバープラザ内

TEL 0137-64-2111 FAX 0137-63-4411